

令和3年色麻町議会定例会12月会議会議録(第3号)

令和3年12月9日(木曜日)午前10時02分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	渡邊勝男君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
色麻町代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第3号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	議案第76号	大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第4	議案第77号	色麻町国民健康保険条例の一部改正について
日程第5	議案第78号	色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6	議案第79号	色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について
日程第7	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について（色麻町地域活動支援センター）
日程第8	議案第81号	令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）
日程第9	議案第82号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第83号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第84号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第85号	令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第86号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第87号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15	議案第88号	令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議発第6号	米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書（案）
日程第17	議発第7号	中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）
日程第18	議発第8号	色麻町議会会議規則の一部改正について
日程第19	議員の派遣について	

#### 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	議案第76号	大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について
日程第4	議案第77号	色麻町国民健康保険条例の一部改正について
日程第5	議案第78号	色麻町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6	議案第79号	色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について
日程第7	議案第80号	公の施設の指定管理者の指定について（色麻町地域活動支援センター）
日程第8	議案第81号	令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）
日程第9	議案第82号	令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第83号	令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）
日程第11	議案第84号	令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第85号	令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第86号	令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第87号	令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第88号	令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第16	議発第6号	米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書（案）
日程第17	議発第7号	中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）
日程第18	議発第8号	色麻町議会会議規則の一部改正について

午前10時02分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日12月8日に議員提出の会議事件3か件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付いたしております。

追加された会議事件は、議発第6号米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書（案）、議発第7号中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）、議発第8号色麻町議会会議規則の一部改正についての3か件であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番佐藤貞善議員、8番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、4番白井幸吉議員の一般質問を継続いたします。白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） おはようございます。前日に引き続き、一般質問をさせていただきます。

通告しております2番目の質問ではありますが、日米共同訓練に伴う町の対応についてということであります。

このことについては、もう王城寺原演習場で既に12月4日から日米共同訓練が実施さ

れておりますが、その訓練でアメリカ海兵隊では砲撃の訓練と併せてオスプレイの飛行の訓練も行われるようでありまして、もう既に色麻の上空を飛んでいる状況は皆様御存じだと思います。

その訓練の内容と町の対応についてお伺いいたしますが、初めに王城寺原演習場は、我が国の防衛に果たしている使命、役割は極めて重要な位置づけと、併せて必要不可欠な演習場であると私は認識しております。また、我が町としても、国防に理解を示して全面的に協力している町であるとも考えます。

しかしながら、その演習場の運用に対しましては、地域住民の理解と協力が必要でありますし、その協力を得るためには、地域住民の生活の安定が最も重要なことであると私は思っております。

そこで、今回のその日米共同訓練について、どのような訓練内容が示されたか、また、どういう説明を受けているのか伺いますが、既に新聞報道では、今回の訓練では5か所の演習場で米軍の海兵隊が2,700人が参加するという報道がありますし、王城寺原演習場に来る海兵隊の人数、1,700人とか新聞報道であります。それでよろしいかどうか。また使用する銃火器、航空機、オスプレイなどの機数は示されているのかお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の2つ目の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

日米共同訓練、12月4日から始まっていますので、現在は訓練真ただ中という状況でございます。この訓練は、今話として出ましたけれども、17日までの間、王城寺原演習場、岩手山演習場、八戸演習場、矢臼別演習場、霞目駐屯地などの演習場等で、人員をヘリコプターで輸送するヘリボン訓練や、銃火器等を使用した訓練内容となっております。使用する航空機は、オスプレイ10機程度、その他輸送用ヘリコプター等日米合わせて17機程度の訓練規模となっております。

王城寺原演習場での参加部隊は、米軍は第1海兵航空団、第36海兵航空軍及び第3海兵師団、第4海兵連隊第2から8までの大隊基幹、それから自衛隊は第9師団第5普通科連隊基幹、東北方面特科隊、東北方面航空隊など、訓練期間中の参加人員は米軍約1,000人、自衛隊約500人、日米合わせて1,500人程度ということでございます。

それから、訓練内容の詳しいことについては、この防衛との話合いの中では示されておりませんでした。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その訓練内容というのは、それなりのシークレットという状況だと思いますが、そのような中で宮城県と大衡、大和、色麻で構成する演習場対策協議会がございまして、米軍の移転訓練もそうなんですけれども、そういう米軍が来る際の訓練に対しては、東北防衛局にその訓練内容に対して、どのような訓練に対するその安全対策、その都度行っているわけですが、今回はどのような申入れをお聞きしたのか、お

聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

宮城県と、あと、関係町村で構成します王城寺原演習場対策協議会を通じまして、11月22日に要望を行っております。主な要望内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者が出た場合の対応とか、あと、感染防止のために必要な情報提供、感染防止対策について万全を期すことなどでございます。

次に、情報提供につきましては、随時正確な情報提供を行っていただきまして、地元との信頼関係構築に努めていただくこと、特に地元3町が必要とする情報は速やかな情報提供、公開訓練、グリーンフィングの実施、事故・事件が発生した場合等の国の責任での対応ということをお願いしております。

安全対策につきましては、人員や装備品の輸送を含めまして安全対策に万全を期していただくこと、訓練期間中の部隊の秩序、規律の厳格な維持及び米兵の外出の制限、訓練実施につきましては、訓練期間についての短縮、土・日・祝日の訓練と夜間訓練の自粛ということでございます。

オスプレイを含む軍用機につきましては、機体の安全性の確保、飛行経路や飛行区域は民家、学校等を避けての飛行ですね、あと、地域住民の安全が解消されるための十分な説明、飛行ルート、飛行時間などの飛行計画の明示、飛行に伴う騒音・振動などによる生活環境への影響に十分配慮していただくこと、夜間の飛行する場合については必要最小限にとどめていただくことなどを要望しております。

生活環境につきましては、騒音・振動などによる生活環境保全への配慮をしていただくということをお願いしております。今回、訓練につきましてはオスプレイを使用して訓練となりますので、住民の安全・安心のために、特に輸送機などの事故が発生しないように強く要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 多岐にわたる申入れをしているということではありますが、オスプレイに関して、これまで数多くの日本各地における事故の報道があります。前回、平成30年ですか、オスプレイが飛行してきた際は突然来たわけでございまして、その際、町への情報もたしかなかったと思います。突然来まして、その際、朝に我が家の近くの上を飛来しました。

今回、今課長から説明ありましたが、飛行経路、飛行時間、飛行計画について明示するように要請しているとのことではありますが、既に飛行してございまして、その今回飛行した内容では、要請のとおり民家や学校を避けて飛行したものなのかどうか、その確認をしているのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

要望の中では、飛行ルート of 明示と、あと民家、学校、病院等の上を、上空を飛ばないでもらいたいという要望をしておりますが、いかんせんどうしてもその訓練につきましては機密事項、訓練情報の開示というのはなかなかできないということでございまして、飛行ルートにつきましては、今のところまだ開示はされておりませんが、何時何分に演習場に着陸、何時何分に離陸というふうな形で報告は受けております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その離着陸については報告を受けているということですね、はい。

ですが、その飛行ルート、飛行時間とかそういうものについては、今後もその協議会を通じて、ぜひ提示するように今後要望をするように、それは極力対応してもらいたいと思います。

その飛行ルートの中で、その騒音と事故、安全性というのが問題なんです、その騒音についてはオスプレイが離れていけば、それは当然音はなくなるんですけども、事故については当然後々残ると、生命の危険も伴いますから、これは事故が一番心配なわけでありまして。もしオスプレイの事故が発生するようなことがあったとすれば、これは町のイメージとしては相当なダメージになります、と思います。その移住・定住とか、そういう関係でもマイナス面、あと、企業誘致とかそういうこともマイナス面ということで様々なマイナス面が働きます。そういうことが一番懸念されるというのが、その事故であります。

これは町長の考えということで述べたと思うんですが、その県と3町の対策協議会の会議があった際に、そのオスプレイの安全性について、たまたま私テレビ拝見したのですが、そのオスプレイの飛来については、町長は騒音が一番問題だという見解を示したテレビでありました。飛行ルートではなく、その騒音が一番の懸念なんだというんですが、再度町長のその見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 飛行ルートに関しては、全体の中の防衛会議の中で申入れを行ったと、さっき担当の課長から申し述べられたように、民家あるいは学校あるいは病院の上をできるだけ避けてほしいということは、全体の中での申入れを行ったと。

それから、私は個人的には騒音関係にあって、本町でも演習場近辺での酪農家がおりますので、その搾乳時間帯はできればその飛行時間を避けてほしいと、そういう申入れを行わせていただきました。

内容、やはりその訓練内容については、さっきも申し上げたとおり、詳しいことはこれは申し上げられないということでしたので、あくまでもこちらからの申入れ、お願いだけをするという格好でございました。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） その酪農家にとっての搾乳時間にされては困るという思いで町長がテレビでお話をしたということではありますが、その安全性についても重要であります

から、事故のないような対応、その訓練の開示ですか、そういうのも徹底してもらうように、今後協議会を通じてなおやってもらいたいと思います。

県や町として、その共同訓練に対して安全確保を図るためということで、巡回とか関係機関との連絡調整を行っていると思いますが、今回の対応についてその内容を詳しく御説明お願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

安全確保を図るために巡回や関係機関との連絡調整をとということでございますけれども、まず東北防衛局のほうでは、演習場内のほうに現地対策本部を設置しております。随時詳細な訓練内容、これは事後になってしまいますけれども、その訓練行った内容とか、先ほど申し上げましたオスプレイの離発着情報等々を提供していただいております。また、職員が巡回、町内を回っていただきまして巡回をしているというところでございます。

町のほうでも、その対策本部設置に併せまして日米共同訓練対策本部を設置いたしまして、各課協力の下、安全対策を行っております。警備巡回につきましては、町の建設水道課のほうの職員で対応させていただきまして、随時巡回しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 防衛局では現地対策本部、町としても日米共同訓練対策本部を設置して対応しているということですが、平成9年度から始まりました沖縄県道104号線越えの実弾射撃訓練、施設局では現地対策本部を設置しまして、これまでやってきた経緯があります。また、警察でもその臨時交番などを設けてやってきた経緯がありますが、施設局は現地対策本部を設置したということですが、警察のほうの対応というのはどのようになっているかお聞きします。あるものなのかどうかも含めて。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

米軍実弾射撃訓練とか、あと日米共同訓練につきまして、始まった当初、その臨時交番等々を設置してやっていたかと思われま。ちょっと確認したんですけれども、いつの頃からというのはちょっと詳しい情報は分かりませんが、臨時交番等々は設置しなくなっております。その代わり加美警察署内のほうで警戒態勢をしいていただきまして、随時町内を巡回していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 警察のほうでは臨時交番は設置はしなくなったんですが、随時巡回してもらっているということですね。一番怖いのは、一番といいますか、要するに米軍訓練の関係に対するそういう巡回というものもあるんですが、それに反対する方々も中



にはいまして、そういう方々もいろんな形で動いているという場面において、やはりそういう巡回とかそういうのは本当に貴重な安全対策なんですね。ですから、その辺も警察のほうとの情報も公開しながらやっていただければなと思います。ならば臨時交番を設置すれば一番いいところなんですけど、そういう巡回についてなご要望をお願いしたいと思っております。

そこで、平成30年度に日米共同訓練でオスプレイの飛行があったと。先ほども言いましたが、予告なしの突然の飛来ということであったんですが、そのとき町の対応として、通常の特設防衛施設周辺整備調整交付金のほかに、これは想定外の訓練でありますから、何らかの交付金を求めるべきだと私は町長に指摘をした経緯がありました。その後、その特設防衛施設周辺整備調整交付金とは別に再編関連訓練移転等交付金が措置されたわけですが、その際の説明では、平成29年より10年間この交付金は措置されますよという説明がありました。今回はどのようになるものなのかお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） たしか今質問の中にあつたとおり、前は白井議員のほうからのそういう話を受けて、直接防衛のほうにお話を申し上げた経緯はございました、私自身直接話を申し上げました。そのときに、今出た再編関連訓練移転等の交付金を、このオスプレイ使用のときにいただくということで、前回いただきました。今回も、多分という言い方しかできないんですけども、まだ来ていませんので、いただくことになっております。時期的にはちょっとずれると思いますけれども、オスプレイ使用のときの、いわゆる私から言うと騒音の迷惑料だというふうに私は言うんですけども、その交付金をいただくことになっておるといふふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今回もいただく予定にはなっていると。平成30年度の共同訓練の際は、オスプレイがたしか2機だったと思いますが、その機数が2機、またそのときの飛行日数ですか、それらは把握しているものなのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

これは事後の県からの公表ということですのでございますけれども、県で把握している日数ということですのでございますけれども、オスプレイが来ました日数といたしまして、4日間ということになっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 今回のオスプレイについては10機程度ということになるんですが、まだまだ訓練は終わらないですね、17までですから。その飛行日数についてはまだ今後どうなるか分からないということなんですけど、そういう比較をしますと、前回と今回では大きな違いが出てきます。平成30年度の再編関連訓練移転等交付金は2,270万円だったと思いますが、今回のその訓練について機数とか日数ですね、前回より多くなると考

えませんが、その前回の2,270万円との同額ということではないと私は考えますが、町長はどう考えますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これはどういうふうに分衛のほうで算定されるものか分かりませんので、あくまでも来ることには間違いはないと思いますけれども、どの程度の金額が来るかということについては、全く予想はしておりません。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） やはり、まだ町長は予想はされていない、当然そのようになると思います、回答はですね。でも、やはりこれについては、先ほどの対策協議会、そしてまたそれとは別に3町村で構成しております王城寺原演習場周辺対策協議会がありますので、これを通じて大きな声を出して増額の要望を行うべきだと思います。そして、我が町がその国防に理解を示しているということも示しながら、そしてそのために住民の理解と協力を賜っての全面協力している町でありますので、やはり訓練によって町民の生活に大きな支障が出てくるのは当然なわけがございますから、そういうことも含めて増額要望をぜひやってもらいたいと思いますが、もう一度回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 年明けだと思いますけれども、防衛局のほうとのそういう話も持てるかと思っておりますので、ぜひ内容等をお伝えしながらお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 昨日も予算編成について御質問しました。その中で、なかなか歳入としてのものがなかなか出てくるということはなかなか考えられない状況でありますので、このことについては大きな歳入を得るためにも、やはり声を大きく出して要望すべきだと思いますので、町長が答弁いただいた中でやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、4番白井幸吉議員の一般質問が終わりました。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問の許可をいただきましたので、始めさせていただきます。

1番、まずWiMAX事業について。

WiMAX事業の損失額は幾らだったでしょうか。事業年度、返還金の合計、事業者への支払金の合計、訴訟費用などを含め、トータルでお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の質問に答えていきたいと思っております。

このWiMAX事業についての質問がございました。私としてもこのWiMAXに関

しての業者に対する憤りが、またこの話が出てきますとまた振り返ってくるんですけども、本当にこの担当した業者については全く私も腹立たしいなと思って、今でも思い出すとそういう気持ちになります。

それで、今内容を4つに分けての質問がございました。損失額について、事業年度、返還金、支払金の合計、それぞれお答えしていきたいと思います。

まず、事業年度でありますけれども、平成23年度に実施設計、平成24年度から平成26年度までの3か年計画の事業でございました。返還金の合計ですけれども、平成23年度から平成26年度に交付を受けました特定防衛施設周辺整備調整交付金1億5,056万9,000円を平成29年11月に返還いたしました。事業者への支払金の合計ということになりますけれども、平成23年度の実実施設計に要した費用と、平成24年度から平成26年度までの3か年の計画で実施設計に基づいて実施した事業に対する支払金の合計は、事業者8社に対し合計3億6,792万3,000円を支出しております。それから、この関係の訴訟費用なども含めてトータルというお尋ねでございますので、事業費、今申しあげました3億6,792万3,000円、訴訟関係費用733万9,000円、合計で3億7,526万2,000円、こういうふうになります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） WiMAX事業は、有識者による検証委員会の調査結果を受けて事業の継続を断念していますが、その後この事業について町長、副町長、関係課長、関係課長補佐等による総括検証は行われているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 有識者による検証委員会では、この情報通信設備が抱える技術的な問題点は何か、この問題点が発生している原因は何かと、こういうことについての調査が行われました。また、検討委員会では、町内への一斉放送の方法として新たなFM放送の開局やFM中継局の整備、そして現在の有線放送の継続使用等についての御提案がございました。いずれの会議にも関係課長、課長補佐等が出席をし、委員と意見を交換する中において、これまでの検証や今後の検討を行いながら、その都度私や副町長への説明があつて、各課題についての検証、それを補うための対応策を検討してまいりました。そして、議会に御説明を申し上げ、御理解を賜りながら町内における一斉放送は不可能とした判断、それから有線放送を継続使用するということについての決断に至ったところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この質問を行った意味は、町の損失が3億7,000万円にもなったWiMAX事業について、この事業がなぜ失敗したのかということについての検証は行われたのでしょうかという意味でした。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 専門知識は私持っていませんけれども、なぜ失敗したかといえ、

やはり設計段階から問題があったという指摘はございました。この後からの検証委員会の委員の皆さんの中で、設計を見ながら判断されて言われたことは、この設計ではいかなものかということで、やっぱりその設計から問題があったんだなということでございます。

それで、経過については御案内と思いますけれども、実は私はその設計した業者に対し、最初電話機能もある、そういう無線通信ということでしたので、仮に電話機能をなくしても、マイクのほうに確実に町からのいろんな情報が入るような、そういうことだけでもいいからできないのかというふうに、半分ちょっと譲ったんですね。そのことで、結果的には訴訟を受けたんですけれども、最後はね、最後は訴訟を受けたんですけれども、しかし考えてみますとね、そこまで譲ってまでのこっちのほうでやらせようと思ったんですけれども、やらせようと思ってこっちで譲ったほうが訴訟を受けるというんですから、これもまたおかしな話だなと思っているんですけれども、いずれにしてもこの業者の技術では無理だったんだなというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 専門的なことをお聞きしようとしたのではなくて、結局これ契約事なわけです。契約をしてこういうことをやって、その結果駄目だったということで損失が起きてしまったと。契約の仕方によっては、損失が起きないような契約だってできたと思うんですね。そこら辺の町の対応の甘さというか、失敗した、業者が悪いにしても、対応がもっと十分であればここまで損失はすることはなかったのではないかと、そういう意味での総括検証はやったのでしょうかという、そういう質問でした。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 契約時点では、私はその位置に、今の立場にいなかったものですので、本当の契約の、後から契約書は見たんですけれども、今指摘されれば、やっぱり不備なところがあったのかなという思いもございます。そのときの立場になかったので、それ以上詳しいことは私からは言えるものはございませんけれども、今はそういう反省もしておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 失敗というのは、誰でもしたくないと思っているわけですが、失敗の唯一いいところがあるとすれば、もっと大きな失敗をしないための教訓をそこから学ぶことができるということだと思います。それは総括、検証なわけで、よく言われる再発防止策というのも同じことだと思いますが、非常に大事なことだと思います。

それで、WiMAX事業の契約書を準備したのは町なのでしょうか、それとも事業者なのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

一般に町が契約行為を行う場合は、例えばいろいろ契約ございますが、例えば建設工事ということになりますと、町のその建設工事の契約様式、これ告示してございますが、

これをベースに業者が策定をすると。改めてその契約をする際には、両者協議の上契約書を作成していくというのが一般的でございまして、当該事業につきましても、それぞれ例えばW i M A Xですと中には物品もございましたので、そのような契約書の様式につきましても、宮城県で公表しているその契約関係の様式がございまして、そちらを参考に業者が策定をし、そして町と事業者で協議をし、契約書を作っていくということになろうかと思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 契約時点できちんと町にどんなことがあっても町に損失がないような条項を盛り込めば、ここまでではなかったのではないかなと私は推測します。

W i M A X事業についてはこれで終わりにして、2番目の風力発電の質問に入ります。いいですか。（「よろしいです」の声あり）

風力発電事業において、町の収入は20年間でどの程度と想定していますか。同じくらいの規模で既に稼働している他地域の風力発電を参考にして出してみてください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の2つ目の質問の風力発電について、今質問をいただきましたので、御回答を申し上げたいと思います。

20年でどの程度という想定しているかというお話ですけれども、経済効果については、本町に設置される風力発電機の具体的な建設場所あるいは設置基数等が決定してまだおられないわけですので、一般的には固定資産税の収入が考えられるわけです。風力発電施設がある自治体では、風力発電を活用したまちおこしを行っている自治体もあれば、環境教育に利用しているところもあるようです。固定資産税の課税の考え方としては、風力発電機の構築物及び機械設備等の課税標準額に税率1.4%を乗じたものが固定資産税額ということになります。具体的には、建設場所あるいは設置基数の事業熟度が上がっていく段階で金額の具体化が定まってくるので、現在のところは示すようなものは何もございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、2番目の質問です。風力発電に係る町有地の契約について、どのような内容を想定しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今前段で町長が答弁したのと一緒なんですけど、具体的にどこになるかも分からないという中で、想定と言われましてもなかなかその想定もしづらいということでございますが、一般的にその普通財産である町有地の貸付けについては、条例に基づいて貸付けを行うということになります。民間の事業者が町有地を使って事業を起こそうとする場合は、普通財産貸付申請、その前に町と事業者においてその概要とか関係する法令、例規に基づいて問題がないかを確認して、町としても今後その場所を何かに使うかという検討をした上で、予定がなければ貸すというような流れになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 町有地を貸すときの契約には、どんな種類があるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 賃貸借もしくは無償貸与という契約になります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） すみません、賃貸借ともう一つよく聞こえなかったの。（「無償貸与」の声あり）無償、はい。地上権設定契約というのものもあるんじゃないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） そういう契約もあるかと思えます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 地上権設定契約というのは、地権者の権利がすごく弱くて、借りたほうの権利が物すごく強い契約なんですけれども、八森山で風力発電事業を計画している事業者は、他の町でこの地上権設定契約をしているわけですね。非常に問題をはらんだ契約なので、今のうちからよく検討をしておいたほうがよろしいかと思えます。

町長はエネルギーについて、原発に頼るのではなくて再生可能エネルギーのほうにウエートを置くべきだと発言しておられましたが、再生可能エネルギーだったら何でもいいわけではなくて、持続可能であるべきだと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、再生可能エネルギーいろいろございます。単発というわけではなくて、やっぱり持続可能であれば、それは好ましいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 資源エネルギー庁で出した風力発電の事業計画策定ガイドラインというのがあります。その中に書いてあるのが、国民負担をもって導入された風力発電設備については、再エネ特措法に基づく調達期間終了後も適宜設備を更新して事業を継続するように努めることとあります。この国民負担をもって導入された風力発電設備というのはどういうことかということ、私たちが電気代を払うときに一緒に払っている再エネ賦課金が風力発電の事業者などに発電量に応じて支払われて、それによって再生可能エネルギーの事業がもうけられる、もうかる事業になって、そのお金で風力発電の設備も建てられるという、そういう意味です。

この制度の本来の趣旨は、再生可能エネルギーの発電を長期間安定して続けられる仕組みをつくることです。だから、そのために国民も負担しましょうということで、私たちもこの再エネ賦課金というのを支払っているわけです。ですから、耐用年数が過ぎても、土台や柱など使えるものは使って、新しくするものは新しくして再生可能エネルギーの発電を続けていくのが、この制度の趣旨なんだと国でも言っています。

でも、FIT制度が適用される20年を過ぎたら、売電価格は下がります。事業者にとってはもうけが少なくなるので、20年間風車を回したら後は撤退しますというのが、こ

の八森山風力発電計画の中身なわけです。政府では2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという目標を掲げていますが、2050年というのはこれから28年後です。八森山の風車は、その頃にはとっくになくなっているという計画です。何のための再生可能エネルギーでしょうか。町長どう思われますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今F I T、要するに買取制度があるということはそのとおりでして、多分今話の中にあるように、業者のほうでは20年で必ず撤退しようという考えでやっているわけでは私はないと思うんです。20年たって、また例えばこの部品で交換しなきゃいけないものが出てくれば、それを交換しながらさらに続けるということだって当然あり得るわけですね。

それから、買取制度、確かに20年間最初は高く買い取るということになるんですけども、その後についてはエネルギー関係ですので、どういうふうに動くかということについては20年後、30年後については、まあ今簡単に予想つくものではないのではないかなというふうに思うんですよ。今は確かにF I Tの、いわゆる買取制度が終わりますと、太陽光なんかも価格は下がります。それはそれで、今のところはそういうふうになっていますが、これから原発が新たに造るというようなことではなくなっていくだろうと思うんですよ。今あるものは稼働しますがね。そうしたときに、20何年後、約30年後というのであれば、現在稼働している原発もそろそろ終わりですよ。そうなってくると、自然再生エネルギーが主力というふうになるんだろうと思いますけれども、そのときにそういう価格で、受益者はいいいですよ、それは受益者としては安くなるのだからそれはいいんですけども、果たしてそれで国のほうと業者の関係の中のバランスからいって、それで釣合いがあるかどうかということもありますので、一概に20年後は確実に撤退するという、そういう捉え方は果たしてどうかなと私は思います。

それから、確かに私はいろんな意味で、いろんな話を聞いておりますけれども、どっちの話もそうだろうなと思って聞いておる段階ですけども、ただ将来的にエネルギーに関しては、もう原発から少しずつ別なほうに移っていくことについては、恐らくそれは間違いのない方向だろうというふうに思っていますので、再生エネルギーについては、決して私はマイナスだけで考えるものではないというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番大内直子議員。

○1番（大内直子君） 先ほど町長がおっしゃられたことですが、まず事業期間については、事業者が事業計画書というのを何回も発行して町民に配っているわけですが、そこに毎回同じように明記されているのが事業期間20年（固定価格買取制度の期間）ということで、事業者としてはそういうことなんだなというふうに思います。

それから、いつまでも、何というか、このエネルギーのこれからの見通しですね、国の。この資源エネルギー庁の資料でも書いてあるんですけども、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減とFITからの自立化、つまりこの風力発電が本当に自立したエネルギーになるように、いつまでも再エネ賦課金という形で国民の負担がない形で自立するように持っていくのが目標だということで、こういう国民負担がいつまでもずっとこれからも続くということが好ましい状態ではないというのが国の想定だと思います。

それで、この前の9月議会のときに、20年後の風力発電の問題に触れたんですけども、町ではこの問題については、その後検討されたでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、事業者のほうでは、6月に行われました住民説明会において、20年後どうなるのかという質問に対しては、まず20年後の社会情勢を見極めながらそこは検討していくというふうな回答がされておりますので、そのような形での対応になるんだろうというふうに町では認識しております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 20年後というのは、風力発電の発電期間が終わって、そうすると解体撤去という段階になるわけです。その問題だったんですけども、日本風力エネルギー学会では、そのFIT制度の20年間が終了した後に、放置される風車がどんどん増える可能性があるという警鐘を鳴らしています。実際、太陽光発電事業の今年度の上半期の倒産が39件、風力発電事業は大型倒産が始まっています。質問の②で収入ということをお聞きしたんですけども、大まかに試算してみたら、20年間で8億円でした。20年先の風車の解体撤去費用、それは上越市の例を参考に試算してみると、およそ16億円です。収入は多めに見積もって、撤去費用は少なめに見積もって16億円です。16億というのは、昨年度の一般会計歳出総額の30%です。ですから、例えば事業者が倒産とかいう、何か万が一のことが起これば、本当に大変なことになるわけですね。町有地を貸すという契約に判こを押す町長としては、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かにそういう最悪の場合もないということには言い切れないわ



けですけれども、今大分この風力発電も、海上なりあるいはこの陸のほうなりで今どんどん建っているわけですけれども、それを全部今言ったように、万が一そういうことの場合ということで想定すれば、全部それは否定していかなくちゃならないわけですね。ですが、一方でやっぱり順調に稼働しているところもたくさんあるわけですよ。ですから、私はさっきのW i M A Xを引き合いに出すわけではございませんけれども、業者とて相当のこれは資金を投入するわけですから、半端でない資金を投入するわけですので、それなりの計算、それなりの見通し、そういうものを持って参入するものだというふうに思いますので、今の言われたことについての心配は全くないとは言いませんけれども、そういうことも意識はしなければならぬのかもしれないかもしれませんが、必ずしもそうなるものではないというふうに思ってもいいのではないのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 万が一のことがあるから駄目でしょうと言っているのではなくて、万が一のことに備えて、例えばさっきW i M A Xのことでも話しましたが、契約のところできちんと万が一の対策を立てておくべきじゃないかと、そういう意味でした。

その再生エネルギーを巡って、その撤去費用がないままに放置されるという例が相次いで全国的に問題になる中で、神戸市はいち早く条例の中でその撤去費用の対策を取っています。色麻町で考えられるのは、その解体撤去費用の積立てを契約の中に入れるということが考えられると思います。これはとっぴな話ではなくて、先ほどの資源エネルギー庁のガイドラインの中に、計画的な積立て等により事業終了後の廃棄等費用の適切な確保に努めることということが書かれています。国が言っているようなその定額の積立てをしっかりともらって、それを町と共同で管理するというようなイメージです。国の指導で廃棄費用を積み立てなさいとなっていることを契約の中で明文化するだけのことですから、自然な流れだと思います。ただし、それを合意するかどうか、合意に向けて交渉する必要があると思います。そういう起こり得るいろいろなことを想定しながら、万が一にも町に損害が及ばないように、町民の負担にならないように手を打っていくというのが町長の大事な仕事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、前々日山田議員からの質問もございました。そういう中で、条例化を考えるべきだという話もありましたので、そういう内容も意識しながら、条例をつくる方向で考えていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 条例というのもあると思いますが、色麻町にとって一番確実というか、確実なのは契約なんですね。土地を借りる契約というのは、事業者にとっては土地がなければ何も始まらないので、一番大事な手続なわけです。だからこそ、そこに交渉の余地がある。この契約の中で、色麻町が絶対不利益を被らないような条項を入れることは可能だと思います。全ての契約は、契約書を作ったほうが損をしないようにできています。風力発電の契約書は、ぜひ色麻町がよく考えて作っていただきたいと思いま

す。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然そういうことになると思います。ですから、契約をするということは、その条例なり町のほうで規則を決めれば、それに基づいて契約のほうに行くわけですので、ですからその契約の前のその町のほうでの条例をしっかり持つと、こういうことが大事だということで、前々日お話を申し上げたとおりでございます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 撤去費用に関してですけれども、固定買取り価格制度におきましては、事業者は運転開始後に経済産業大臣に対して撤去に係る積立費用の報告が義務づけられておりますので、そこはしっかり事業者のほうにもこの件については確認をしていくというスタンスで進めていくという状況でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、③の健康被害についてという質問に移ります。

風力発電による色麻町民の健康被害についてお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

風力発電施設に関する健康への影響で懸念されていることは、騒音、低周波音、超低周波音と健康への関係ではないかと考えております。この騒音と健康被害の因果関係につきましても、環境省の調査報告では、風車騒音には20ヘルツ以下の超低周波音も観測されますが、耳が感知できる音圧ではないかと。その他の一般的な騒音と比較して、風車だけが低周波音の成分が多いなどの状況はなく、低周波音を原因とした健康被害ではないとされております。そのため、国では科学的な因果関係が十分証明できず、実際に発生し得るかもしれない悪影響を防止するために事前に規制を課す法整備ができていないというふうな状況のようでございます。

低周波音、超低周波音については、風力発電施設だけではなくて、家庭でのエコキュート、エアコンの空調室外機、工場のボイラー設備、道路などからも発生しておりますが、全ての場所で健康被害を引き起こしているわけではなく、個人差もありますが、設備からの距離、地盤、地質、地形、植生、建物などによりその影響は大きく変わると言われております。事業者においては、低周波音等の対策に対し、十分に配慮する必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 低周波音等の対策に対し十分配慮する必要があるという町のお考えでした。WiMAX事業の二の舞にならないように、バックデータをそろえてしっかりと調べていただきたいと思います。

ところで、町長はいろいろなところを実際視察に、風力発電視察に行ってみて、健康被害についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これも前々日の山田議員のときの質問に回答を申し上げたとおりで、実際に今風力発電ということで稼働している場所を視察してきました。石巻と、それから青森県のつがる市に行ってきました。住民の人たちの意見も聞いてきたんです。業者の方の意見だけじゃなくて、そこに住んでいる住民の方の意見も聞いてきました。石巻のほうでの、元の河北町なんですけれども、そこが一番近い集落の方々に、このことについていろいろ苦情の出た話は一回もないということでした。それから、つがる市のほうでも、そこでも住民の方に、一人だけですけれども聞いたときには、私らのほうで苦情を言われた方は誰もおりません。ですから、もう石巻のほうは山の上のほうです、それからつがるであるのは平野部です、そういうところでもないというふうに言っておりました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） つがるのほうは農地だと聞いたんですけれども、その農地の地主さんかなんかにお聞きになったんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、その風力発電のそばの地主というわけではないですけれども、農家をやっている地主さんです。その人は、田んぼとそれからメロン作りとかそういうことをやっているということをしていました。その近くまで、もちろん風力回っているところの近くまでもどっちも行ったんですが、近くに行けばその音はします。やはりひゅんひゅんと回っている音はしますけれども、ちょっと離れますとね、もうほとんど音はしないんですよ。ですから、低周波音というのは普通はほとんど耳で捉えられないくらいの、いわゆるそういうサイクルだと思うんですよね、低周波音、そういう波だと思っただけなんですけれども、ほとんど聞こえてまいりませんでした。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 風車の低周波とか超低周波の影響というのは、1時間ぐらいそこにいても分からないんですね。結局、毎日その低周波にさらされて、1か月とか2か月たったならば、あるとき突然それを感じるようになって、そういうもののようなんです。

そして、今年の7月に秋田の由利本荘市で、風車の健康被害を受けている方たちの集会というのがありました。そこでいろいろな方が発言したようなんですけれども、例えば、私はその睡眠障害とかそういう健康被害ないんですけれども、うちの夫が体ひどくて、病院に行くと結局原因がよく分からなくて、家から離れて病院まで行くと、病院に行くと何ともないというんですね、家に帰ると大変なんだけれども。で、何ともなくて、結局医者からは病名もつけられなくて、薬ももらえないんだけど調子悪いと。やっぱりそういう人たちが結構病院にいましたという話があったと。もう一人の人は、家族が6人で男3人女3人なんだけれども、男性陣は何ともなくて、ばあちゃんと私と娘にはみんな被害があって、やっぱり病院に行くんだけど、病院ではその原因が何々ということは特定されなくて、精神障害関係の薬をもらったりとか、何かそんな感じで終わってしまって、よく分からないんだけど、でも同じような症状の人が病院にたく

さん来ていると。何かそういう話だったんですね。

一つは、同じ家族でも全員に症状が現れるわけじゃなくて、それを感じる人と感じない人がいると。地域の中でもそういう個人差があると。病院に行っても、風車病という病名があるわけではないので、病院で証明してくれるわけではないと。例えば騒音、超低周波音とか低周波音を測定してくれる業者はいますけれども、わざわざ高いお金を払ってそこまでやれる人はいないわけで、結局は誰も証明できない。だけれども、そういう人がたくさんいるというのが、そういう状況なようなんです。この由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会では、その場で行われた健康被害の報告書をまとめて県と市に疫学調査を要請しましたが、断られたということです。あるいは福島県の田村市では、やっぱり健康被害の被害者の会というのがあって、睡眠障害で夜眠れないので、事業者には夜の間は風車を止めるように求めてきましたが、いまだに事業者は応じていないということのようです。行政も事業者に働きかけてくれませんということでした。このように、風車による健康被害者は泣き寝入りを強いられているんですね。これらの地域の人の中には、自宅を出て家を借りて暮らしている人も何人かいます。風車を離れば普通に眠れるようになるというのは、明らかに風車の影響だと思います。

この本当に見えにくい健康被害というのを見える形にしてくれたのが、環境省による鹿児島県長島町の疫学調査です。資料をお配りしてあるので、ちょっと見ていただきたいんですけども、資料ない方は後でお渡しします。この環境省の疫学調査で健康被害が立証されているというふうに書いてある資料1と資料2です。この疫学調査は、風力発電施設に係る区域の2,192人もの町民を対象に、3年間という長期間にわたって6,900万円の予算を投じて、3大学の4人の医学者によってなされたものです。予算と期間と調査対象人数、調査者を見ると、これだけ丁寧になされた詳しい調査はほかにありません。

この資料、まず1のほうを見ていただきたいんですけども、環境省の疫学調査で健康被害が立証されている。環境省のホームページに、この成果が報告されています。調査対象地区は、人口1万400人の鹿児島県長島町。この調査、風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究は、平成25年から27年度にかけて実施され、28年3月に研究代表者石竹達也先生（久留米大学医学部）が報告しておられます。

以下に長島町のデータと、それを基にした色麻町の予測の表を示します。これは石竹先生の許可をいただいて引用、加筆をしています。

まず、風車からの距離を2キロまでの間と5キロまでの間に分けて書きました。長島町のほうの健康影響調査の結果です。2キロまでの間は、住んでいる人が593人、その中で睡眠障害がある人が191人、割合は32.2%です。それを色麻町のほうに当てはめてみますと、風車からの距離2キロまでというと、小栗山地区の一部、平沢地区の一部が入って20戸になります。居住人数は、これは正確には調べられなかったのですが、色麻町の人口を世帯数で割ったその1戸当たりの平均人数を出して掛けました。3.1人が平均人数だったので、それを20戸に掛けて居住人数を62人としました。それに、長島町の睡眠

障害がある人の割合32.2%を掛けると、色麻町の2キロまでの範囲で睡眠障害が予測される人数が20人というふうに出てきました。

次に、5キロまでの範囲です。5キロまでの範囲で住んでいるのが、長島町では1,672人、睡眠障害がある人が426人、割合としては25.5%です。それを色麻町に当てはめてみますと、5キロまでの範囲に125戸、これは小栗山地区全戸33戸で111人、平沢地区全戸で38戸121人、それから鷹巣地区は一部で26戸、高根地区も一部で28戸、それに1戸当たりの平均人数を掛けて、それぞれ合計しますと400人になりました。加美農高、かっぱのゆは入っていません。その居住人数に睡眠障害がある人の割合を掛けますと、102人という想像以上の人数の割合が出てきました。これに加美農高、かっぱのゆが足されるわけです。102人というのは、ちょっと大変な人数だなと思います。眠れないというのは、本当に生活を破壊するものだと思います。

環境省は別の調査で、風力発電設備の定格出力が大きくなるほど、苦情等の発生割合が高くなると報告しています。長島町の風車は2,400キロワットです。色麻町に計画されている風車は3,000キロワットから4,000キロワット、そうすると平均すると、長島町の風車の1.5倍の出力規模になります。ですから、色麻町健康被害割合は長島町よりも大きくなると予想されるわけです。

資料の2を御覧ください。これは、風車の音が聞こえなくても睡眠障害はあるということが実証されたもので、これも先ほどの疫学研究の中に記されているものです。風車からの距離は、今度は細かく区切ってあります。1キロ未満、1キロから1.5キロ、1.5キロから2キロという感じで細かく区切ってあります。1キロ未満、78人の人が住んでいて、音が聞こえる人は62%、48人で、睡眠障害がある人41%、32人。1キロから1.5キロの人は、住んでいる人が166人、風車の音が聞こえる人73人で44%、睡眠障害がある人37%で62人。1.5キロから2キロまでは、住んでいる人が349人、音が聞こえる人が29%、だんだん少なくなってきました、29%で101人、睡眠障害がある人28%で97人。この後、2キロから5キロ、ここから注目していただきたいんですが、2キロから5キロで住んでいる人1,079人、風車の音が聞こえる人7.4%、ぐっと少なくなっています。風車の音が聞こえる人、人数としては80人です。でも、睡眠障害がある人は22%、235人です。減るところかぐっと増えています。5キロ以上の人、293人中で、風車の音が聞こえる人は2.5%7人、ほとんどいません。ですが、睡眠障害がある人は27.3%、80人となっています。つまり、風車から離れていて音は聞こえないが、睡眠障害がある人が多くいるということが、この環境省の鹿児島県長島町における疫学調査によって立証されているということです。

町長、このデータ、調査結果を御覧になっていかがでしょうか。当てにならないいいかげんな調査だと思うのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 別に当てにならないというわけではないですけども、それぞれの調査の仕方、地域あるわけですね。私は別に調査したわけではなくて、現在ある、現

在回っている風力発電の地域に直接言って話を聞いただけの話なんですけれども、その中では、例えば石巻市は風車から1キロ以内なんですよ、集落が。その集落で、苦情の話は一つもないと言っているんですよ。それから、ですから今のようなこういうふう調べたときに、数字は多分出てこないんですよ、全然ないんですから。それから、そのつがる市、そこもさっき言ったように、もう山の上じゃなくて平野ですから、そこに全部で40、いわゆるグリーンパワーインベストメント、GPIというんですけれども、そこが38基の、別な会社で11基だかの49ですかね、それぐらい建っているんですよ。その中でも苦情が出ていないというんですね、それも現実なんですよ。これも多分統計は、別にこれは作ったものではなくて、これもそのとおりだと思いますよ。ですけれども、片やそういうところもあります。

それから、色麻町で今これは八森山の色麻町に関係する場所ですけれども、全部色麻町分でないですからね。分かっていると思いますけれども、加美町分のほうが多いんですよ。そして、あと一部色麻町ということですので、全部色麻町でこの今予定されている3,000から4,000キロワットの風力発電15から20基、これが色麻町で全部動いたときの計算で、色麻町であればこうなるんじゃないかというふうに出しているかどうか分かりませんが、そうじゃなくて、色麻町の中に入ってくるものは、その中の何基かの一部だと。ですから、色麻町で、仮に色麻町に造らなくたって加美町は造ると、こういうふうに捉えていかなくちやなりませんからね。ですから、加美町で動いたやつが色麻町に影響ないとも言えませんし。

それから、これも前々日言いましたけれども、今加美町では実際にもう始まっているわけですよ。そして、令和6年度には稼働するという風力発電もあります。ですから、そういう話も参考に聞かれながら総合的にやっぱり判断をしてもいいのではないかと、そういうふうに思います。ただ、私はその、これも何回も言いますが、反対ありきでもないし賛成ありきでもなくて、いろいろな話を聞きながらの自分なりの知恵を今つくっているという状況です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 行政というのが全てを把握できるわけではないということは、実際に被害が出ている人たちの話を聞くと、そういうことだと思います。形として風車によるということが証明された何かがあるわけではないけれども、実際は影響あると。あるいは行政の姿勢によっては、その風車で被害を受けている人よりも、どちらかという事業者のほう寄りの姿勢だってもあるわけです。

あと、地域についてのこの長島町との比較なんですけれども、長島町というところは普段からとても静かなところで、音の環境を測定するレベルとしては、色麻町のその健康影響が危惧される地域と同じなんです。だから、そういう意味では、色麻町にとってこの調査はとても参考になると思います。

風力発電の健康被害というのは、先ほど二つ話しましたが、全国どこにでもあって、もっと言えば世界中にあるんですね。例えば、ドイツでたくさん風車建てていま

すけれども、最近もう建てるどころなくなっちゃったというのは、もうこれ以上建てる  
と健康被害があって地元民から苦情があるから、反対されるから、陸上では建てられな  
いから海上に行きましょうみたいな、そういうことなので、風力発電の近くで低周波、  
超低周波の影響があるというのは、もうそれはどこでも世界的にあることだと思います。

この長島町の調査結果を基に色麻町の予測をすると、102人も多くの人が健康被害  
を被るという結果が出ています。睡眠障害というのは、本当に生活を壊すことで、大変  
なことだと思います。町の長期総合計画では、SDGsとともに、誰一人取り残さない  
社会の実現ということをやっています。町長は、八森山風力発電に係る町有地を貸す  
という契約を結ぼうとお考えでしょうか。そうであるならば、誰一人取り残さない社会  
の実現をうたう色麻町の町長として、小栗山地区、平沢地区、高根地区、鷹巣地区、加  
美農高の人たちに対して、この環境省の疫学調査結果を説明する責務があると考えませ  
んが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今は私としては、貸すも貸さないも、ですから何もそこまでの判  
断はしておりません。まだもう少し知識を広めながら、判断する材料を持ち合わせたい  
と思います。私、町長は反問権も何もないんですけれども、極論をすれば、大内議員は  
風力発電はじゃあ駄目だと、こういうふうになるわけですね、要するにね。でしょう。  
だって、風力発電にこういう被害があっから駄目だということでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長、反問権はありません。

○町長（早坂利悦君） いや、まず考えをちょっと確認しているんですけどね。だから、  
そうすると何か別なエネルギーがいいんだろうなという考えがあって言うんだろうとい  
うふうに私は思うんですよ。結局、今の話ずっと総合的に聞けば、これは駄目だとい  
う話しか出てこないわけですからね。だから、極論すればそういうふうに考えがあるん  
だろうなというふうに、原発か何か別なエネルギーがいいんだろうなというふうに思い  
ながら聞いておりますけれども、そういう何かこの思惑があってそうなのかどうかとい  
うふうなふうにも聞こえました。いずれ、そういう判断を求められる時期があらうかもし  
れませんけれども、もう少しいろんな情報を集めたり、今提示されたこの資料も参考に  
しながら、判断をそのときはしなくちゃならないだろうなと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 鹿児島県の長島町での環境省でのデータということでご  
ざいました。この長島町のほうでは、平成20年10月から運用を開始しているということ  
でございますけれども、ちょっとそこでなんですけれども、この風力発電事業に関して  
なんですけれども、国の環境影響評価法という法律がありますけれども、この法律の中  
で風力発電事業というのが追加されたのが平成24年の10月からということになっており  
ます。宮城県で申し上げます、宮城県の県条例のほうにこの風力発電事業というのが追  
加されたのが25年の4月1日から施行されているというふうな状況なんでございますね。  
そうしたときに、20年の10月から運用開始しているということは、この事業者のほうで

は環境アセスメントというのを実際に四、五年ぐらいかけた中で、果たしてそのやられたのかどうかということ。

それからもう一つには、事業者の自主アセスでやるという可能性も否定はしないんですけども、そういった多角的な面において時間をかけてやられたのかどうかというのは確認する必要があるかなど、これから私たちのほうでの作業になりますが、あるかなというふうな認識でございます。

それから、もう一つには、これは25年から27年度にかけて調査が行われたということでもよろしかったですよね。それを受けて、環境省のほうでは平成29年に風力発電施設から発生する騒音に関する指針というのが出されておまして、この指針においては、これまで国内外で得られた研究成果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられるということで述べられているわけなんです。そして、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康被害については、明らかなその関連を示す知見は確認できていないというふうなことも明記されております。その中で、静かな環境の中では風力発電施設から発生する騒音が35から40デシベルを超過すると煩わしさの程度が上がって、睡眠への影響へのリスクを増加させる可能性があることが示唆されているというふうなことも言われております。

こちらといたしましては、そのような内容を踏まえまして、引き続き事業者の計画においては十分配慮していただくように申入れをしていくというふうなことで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 環境省は環境省の立場があると思います。環境省の立場とは関係なく、この疫学調査は科学的にしっかり行われたという価値は何一つ損なわれることがないと思います。これは、疫学調査の価値として十分に価値は損なわれないと思います。

先ほどの再生可能エネルギー、風力発電について町長から御質問というかありましたけれども、風力発電について、私反対はしていません。色麻町の八森山に造るのはやめたほうが良いと、そういう考え方です。もっと適地に造ってくださいと、そういうことです。原発のほうが良いとも思っていません。再生可能エネルギーで、例えば小水力発電とか、何か色麻でできるものはないだろうかということは、これからいろいろ探していきたいと思っています。そういうことです。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いをいたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩



午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、3問目の色麻町のコロナ対策の在り方について質問します。

1番目、色麻学園・色麻幼稚園の消毒作業委託を、昨年度に引き続き今年度も行った理由は何でしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の3問目に当たりますが、色麻町のコロナ対策の在り方についてということで質問がありましたので、お答えを申し上げたいと思います。

文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の中で、消毒は感染源であるウイルスを死滅させ減少させる効果があると記載されております。ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない、そして広げないを基本方針として、感染リスク軽減のため業者へ消毒作業を委託したところでございます。また、ノロウイルス等の感染症と新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐためにも、国の予算措置もあるので実施をしております。

なお、消毒作業を委託していない期間は教職員で実施しておりました。感染リスクの軽減だけではなく、教職員の業務量の負担軽減のため、業者への委託をしたところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 文部科学省の衛生管理マニュアルのことを取り上げられていますけれども、消毒には感染源であるウイルスを死滅させ減少させる効果があると記載されています。その文章には続きがあって、「ウイルスを死滅させ減少させる効果がありますが」というふうになっています。「が、学校生活の中でウイルスを全て死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することのほうが重要です」というふうに記載されています。前にも言ったことですが、消毒より抵抗力を高める、手洗いすることのほうが大事と言っている、そのことを強調するための文章の一部です。

その下のほうに、こういう文章があります。「清掃活動とは別に消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要です」と書いてあります。何でこの基本的に不要という言葉がここに書いてあると考えるか、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） では、お答えをします。

これ、基本的に不要だというのは、絶対やらなければならないという意味じゃないというふうに私は捉えております。それで、この消毒については、先ほどお話がありました、消毒は感染源であるウイルスを死滅させ減少させる効果はありますということは、たしか昨年大内議員さんに9月にも御質問いただきましたが、そのときのマニュアルはバージョン3なのですが、最新版は11月22日に変わったバージョン7なのです。バージョン7にも、同じようにそのことは記載されております。ということは、効果があるということでありますので、私は昨年もお答えしたと同様、効果がある。そして今できる条件があるという、であれば積極的に消毒をやるという方向で取り組んできたものでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 新型コロナについて分からないことだらけだったんですけども、たくさんの研究者が研究を重ねていった結果、コロナの感染がどういう仕組みで起こるのかということがだんだん明らかになってきたということが背景にあると私は思います。

文科省でマニュアルを変更したのが昨年8月ですが、その前の7月に、世界の感染症や環境工学の専門家200人以上が、新型コロナは空気感染の可能性が高いと注意喚起する声明を出しています。そして、WHO世界保健機関も同じ7月に空気感染の可能性に言及ということがありました。そして、8月に文科省のマニュアル改定です。消毒作業というのは接触感染を想定した対策なので、接触感染ではなく空気感染ということになってくると対策がまた違ってくるので、こういう形で改定したのではないかと私は思いました。

そして、その後コロナは空気感染、空気を媒介して感染が広がっていくという研究結果が世界でどんどん広がっています。WHOやCDCアメリカ疾病対策センターなども空気感染を今年認め、それから今年の9月には、アメリカの世界的な科学雑誌サイエンスでもコロナの空気感染のメカニズムが発表されました。今年10月には、厚生労働省もエアロゾル感染、これ空気感染と同じなんですけれども、エアロゾル感染だということをお認めています。12月3日の河北新報にも、エアロゾル対策に換気という見出しで、ウイルスを含んだ空気が室内で長く漂うことで感染するという記事が載りました。空気感染の注意喚起の記事です。

ここで、空気感染という言葉の意味なんですけれども、結核や水ぼうそうのように強い感染力を持つということではなくて、コロナの場合は距離が離れるに従って影響は弱くなって、例えば町ですれ違ったぐらいで感染することはないということです。空気を媒介にしてウイルスが移動するという意味で、空気感染という言葉が使われています。ですから、閉じられた部屋ではエアロゾルとしてコロナが、ウイルスが漂っていても、換気をすれば大気中に散らばって問題はなくなると、そういうことのようにです。

今年の9月の議会で、宮城県からマスクについての情報提供するよという通知があったということをお知らせしましたが、その通知があったのは9月の初め頃でしたか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

県のほうから通知ございましたのは、2日にかけて通知がございました。まず、最初に8月23日に県の教育庁保健体育安全課のほうからございました。翌日に、8月24日に県の高校教育課など、あと義務教育課のほうから同じような通知がございました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この県の通知の直前の8月18日に、国内の38人の研究者、医師、大学教員が、コロナは空気感染が主な原因だという声明を発表しています。代表者は本堂 毅東北大大学院理学研究科准教授です。その声明の中で、コロナ対策として不織布のマスクをつけること、それから部屋の中の換気が重要だということが言われています。県のマスクに関する通知は、この声明の発表を受けての措置だろうと思われま

す。マスクの着用に関して、9月の議会でも取り上げたんですが、その後、色麻学園でのマスクの着用状況はいかがでしょう。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えいたします。

8月23・24日の通知を受けて、教育委員会のほうから学校のほうに同じようにマスクの使用についての注意喚起を行ったところでございます。それを受けて、色麻小学校のほうではマスクの使用状況調査というものを行っております。数字を申し上げますと、色麻小学校では約71%の児童が不織布マスクを使っておりました。布製については14%、ウレタン製が15%となっております。最近、この状況変わったどうかを教育委員会のほうで、口頭ですけれども確認したところ、多少不織布マスクが増えたのかなというような状況だそうでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） そのマスクの素材で実験をした結果によると、ウレタンはほぼゼロに近いくらいウイルスを通してしまうという結果があったようなので、そういう意味でもちょっと注意していただきたいなと思います。

ここまで、コロナの主な感染経路は空気感染だという流れがあるわけなんです、これについては教育委員会としてはどのように認識しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） いろいろな報道等で、そういう学説があるのは読んでおります。例えば、ただし学説というのはいろいろな学説がございまして、教育委員会の立場、教育長の立場としてどこを取るかというと、やはりこのコロナ対策については基本は文部科学省、あと、県から出てくる通知文であったり、管理マニュアルであるかと思えます。その中で、やはり最初に申し上げたとおり、消毒は効果があると書かれていますので、やっぱりできるならやって、その効果を得て、少しでも感染を減らせれば、感染者を出さないようにできればよいかと考えているところでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） コロナの重要な感染対策はマスクと換気ということなので、換気についてお聞きします。色麻学園には、窓のない部屋は幾つあるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えします。

色麻学園内で窓のない部屋につきましては、この間私が学校のほうに行って調査したところ、相談室、教材室、教材室って倉庫みたいなところですね、あと印刷室、こちらは玄関入ってすぐ隣の事務室の隣に印刷機いっぱい置いてあるところなんですけれども、そちら。あと、放送室隣のスタジオというところがございます。そちらが今窓のない部屋として認識しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 倉庫は別として、人が入って使う部屋に関して、換気対策というのは何か考えているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、換気対策ということでお答えします。

教材室もなんですけれども、全ての部屋に換気設備がついております。倉庫については通常の換気ということで、冷えた風が入ってくるような換気システムになっております。通常人が入ったり、出入り結構するところにつきましては、そちら相談室と印刷室になりますけれども、そちらは熱交換機能付きの換気となっております。俗に言うロスナイ換気というので、冷たい空気が入ってくるんじゃないで、あったかい空気が入ってくるような感じになります。熱でちょっとあっためたり冷やしたりして、冷房を使っているときは冷えた風がちゃんと入ってくるよというような換気設備がついております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 色麻学園の設備はすばらしいなと思います。窓が一つしかなかったり全くなかったりするときは、換気を工夫しなければならなくて、例えば本当にコロナがこれから流行したりして換気扇だけで心配なときは、例えばサーキュレーターとか扇風機を換気扇や窓に向けて使うとか、いろいろ工夫はあると思うんですが、今のところ全くそういう心配はないと思います。

次に、アクリル板についてお聞きします。色麻学園でアクリル板はどのような使い方をされているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは、お答えします。

色麻学園には、1階の多目的ルームのほうに16台ほどアクリル板がございまして、こちらにつきましては、子供たちが放課後自主勉強したときに使ったり、あと、各種会議で

大人数が集まるような会議のときに使用しているという状況です。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 9月議会のときにも、アクリル板についてちょっと言ったんですけども、エビデンスがないということで、そこで話が終わってしまったので、今回はちょっとだけ調べてきました。

アメリカのジョージア州の学校を対象とした研究では、机の上の仕切りは換気の改善やマスクの着用に比べたらほとんど効果がないという結果が出ていると。6月にジョンズ・ホプキンス大学の研究者らが発表した研究では、学校の教室に設置された仕切りが感染リスクを高めることが示された。マサチューセッツ州の学区で行われた研究では、事務局に設置された側面つきのアクリル板によって、空気の流れが妨げられていたことが分かった。空気感染に関する世界的な専門家であるバージニア工科大学のリンジー・マー教授によると、仕切りが林立した教室では正常な換気が妨げられている。エアロゾルが仕切りにつかまって蓄積され、最後には机の領域の外に広がっていくということです。つまり、何も無いほうが、アクリル板のような壁、小さな壁が無いほうが空気がすうっと流れて換気がうまくいくということです。空気のよどみをつくらないということが大事だということです。

さて、コロナにどこで感染したのかという東京都の調査があるんですね、第3波のときの調査なんですけれども。それによると飲食店や職場や施設に比べて、家庭内感染が42.8%と断トツに多かったということです。特に、子供や高齢者は家庭内感染が多かったと。これは、コロナの感染経路から考えると、家庭内の換気が不十分だったということも考えられます。子供のいる家庭にとって、学校の影響というのはとても大きいんですね。学校で毎日消毒をやっていれば、コロナ対策イコール消毒というイメージになってしまいます。逆に学校で消毒をやらなくなれば、何でやらないのかと批判を受けるかもしれません。でも、家庭での外的なコロナ対策が行われることの弊害を考えると、コロナ対策として何を行うべきかはきちんと説明すべきだと思います。学校が家庭に与える影響は非常に大きいということを踏まえて、今年度はこのまま消毒作業は行うとしても、コロナ対策の大事な部分はこれだということを、ぜひ教育委員会としても発信していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） もちろん、コロナ対策について、新しい生活様式については、これまで学校から幼稚園から保護者の方に、いわゆる1回で終わりじゃなくて、区切りあるごとに働きかけを行っております。それは今後も続けてまいります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） ぜひ、換気ということも強調してお願いしたいと思います。

最初の回答の中で、消毒作業について、国の予算措置もあるので実施しているということでした。予算があるので、やれるうちはやりますという感じだと思うんですけど

も、本来はお金があるからやるのではなくて、必要だからやるのだと思います。必要だったら、お金がなくてもほかの予算を削ってもやらなければならないこともあるし、逆に必ずしも必要がなくなったら、別のもっと必要なところに回すというのが税金のあるべき姿だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） そのとき、この消毒について教育委員会から提案をして、町政の中で考えてなつたと。その中でやっぱり優先順位というのが学校というのは高かったから、この消毒というのが認められたわけだと思います。それは、もちろん議員様皆様方のそういう考えで認めていただけたものだと思って取り組んでおります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、（2）番、（3）番、（4）番の質問に移ります。

（2）と（3）は同じ中身なので、コロナ対策として屋内・屋外公共施設を使用禁止にしたということは、どういう考え方でやったのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

公共施設ですね、屋内、屋外使用禁止にしなければならないと判断したということで、今年の3月18日に県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、県の対策本部長のほうから各市町村長に宮城県独自の緊急事態宣言の発令に係る緊急対策がまず示されました。その中の感染抑制対策としまして、県民に対する不要不急の外出自粛などの協力要請がございました。

町としては、3月19日に町の対策本部会議を開催しまして、県内の感染者数、県からの要請事項、また町民、特に高齢者、持病を持つ方が感染した場合の重症化を防ぐことを考慮しまして、屋内外の公共施設の利用を4月11日まで見合わせたところでございました。

コロナ感染の感染拡大が続く中、国の対策本部におきまして、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるとしまして、まん延防止等重点措置を実施すべく、区域に宮城県も指定され、4月5日から5月5日までの期間とされました。こういった状況を踏まえまして、4月5日に町の対策本部会議を開催いたしまして、屋内外の公共施設の使用を緊急、まん延防止等重点措置と同様の5月5日まで利用を見合わせたところでございました。

コロナ感染症の詳細が解明されていない部分もありまして、科学的根拠をもって施設の利用を見合わせた状況ではありませんが、町民の皆様をできるだけ感染から守るために、公共施設の利用を見合わせることに判断いたしましたところでございました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今回は、屋外に的を絞ってお聞きします。愛宕山のパークゴルフの施設、ここでどうやってコロナに感染するのか、私は全くイメージが湧かないんです

けれども、愛宕山というのは物すごく風の強いところで、例えばコロナのウイルスを出す人がしても、風が吹くとあっという間に飛び散って何も問題ないし、今ほとんど100%マスクつけているので、一体どうやったら感染するんだろうと思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局、今感染経路がよく分からないということでの感染者が出ているわけですね。そういうこともあって、確かにパークゴルフ利用者は接触する機会は少ないんです。だけれども、あるいは休憩しているときに、もし感染者がいて接触するという可能性はゼロではないんですね。そういうことも含めて可能性のある限り、やはり慎重に判断をすると、こういうことになると思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 例えば、シャクヤクまつりなんですけど、飲食スペースがあれば確かに感染の可能性はあるんですが、飲食スペースがなくて、ただ花を見るだけだったらば、黙ってマスクをつけて花を見るだけだったらば、これも何で中止にするんだろうという疑問があるわけです。大きく言えば、人流を止めるということだと思わなすけれども、大きくはそうふうにしたとしても、一つ一つのことについても、中学生でも分かるような言葉で話せるような、そういう政策をしてほしいなと本当に思います。

前回、次回も、前々回、次回も流行があったら使用禁止にしますと町長おっしゃいましたが、今のうちから宣言をするのではなくて、いろいろな状況を見てよく考えて、その誰にでも分かるような言葉で話せる政策をぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 具体的にはどういうことかちょっと分からなかったんですけど、いろいろそういうことも意識しておきます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 何で。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終了いたします。

### 日程第3 議案第76号 大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第76号大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第76号大崎市との定住自立圏の形成に関する協定の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

定住自立圏構想につきましては、地方の人口減少と少子高齢化が進む中、地方自治体が連携して圏域の生活基盤を確保し、魅力ある生活環境を整備することにより人口の減少を抑え、さらには大都市圏からの人の流れをつくることで圏域全体の活性化を目的といたしまして、総務省において平成20年の12月、定住自立圏推進要綱が制定されたものでございます。

大崎市が中心市となり、定住自立圏を構成する加美町、涌谷町、美里町、そして色麻町の周辺4町が、平成24年度から連携をして事業に取り組み、平成29年度には第2次大崎定住自立圏共生ビジョンを策定し、連携事業を推進してまいりました。

令和3年度、本年度が5か年計画の最終年度となりますことから、1市4町で協議を行い、令和4年度から実施する事業についての協議が整いましたので、第3次大崎定住自立圏共生ビジョンの前提となる定住自立圏の形成に関する協定を変更するものでございます。

協定項目は、変更前と同様の16項目でございまして、新たな項目の追加等はございません。

大きな変更は、世界農業遺産への取組に関する項目で、これまでは生活機能の強化に係る政策分野のその他に分類しまして、世界農業遺産の認定に向けた取組、また認定後には1市4町で推進していくという内容でございましたが、平成29年に世界農業遺産の認定を受けたことから、世界農業遺産を活用した事業に取り組むことにより、大崎圏域の活性化を図っていくという観点から、その他の項目から産業振興に移動いたしております。

そのほかの項目につきましては、現在の社会情勢等を考慮した文言の修正等を行い、16項目全ての項目が継続する内容となっております。

それでは、変更の内容について御説明を申し上げます。

協定書本文の変更はございません。協定第3条で規定いたしております別表の各政策分野においての変更でございます。

審議資料の1ページ、定住自立圏の形成に関する協定書（新旧対照表）別表第3条関係を御覧いただきます。

（1）生活機能の強化に係る政策分野、アの医療、医療機能の充実でございます。

改正案の取組内容では、医療機関のネットワークを確立という文言を追記いたしました。安定した医療体制を確立するためには、医療機関のネットワークを確立することが必要であることから、その旨を明記いたしました。

この産業振興、観光物産振興の推進につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏や仙台圏での物産販売の機会が減少していることから、新しい手法といたしまして、インターネットなどを活用することについて追記しております。

次のページ、2ページをお開き願います。

大崎圏域の世界農業遺産への取組による地域振興につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりで、現行ではその他の項目に区分しておりますが、今回の変更では産業振



興の項目に変更するものでございます。

ウの教育、図書館機能とサービスの充実では、現行の取組内容では圏域内の住民がいずれの図書館も利用できる環境を構築するため、甲乙それぞれが図書資料等の整備を行うという内容としておりましたが、現在は図書館の相互利用は進んでいると考えられるところでございますが、利用の部分についてはサービスの内容等に相違があるなど統一されていない点があることから、サービスの充実という文言に修正をしております。

次の生涯学習の推進については、宮城大学の移動開放講座をはじめとする教室や講演会などについて、圏域住民を対象として開催するものでございます。文言の統一を図るための修正となっております。

次のエの施設利用、公共施設の相互利用の推進では、圏域内のスポーツ施設を含む社会教育施設の利用率について、取組内容の変更はございませんが、改正案では利用料金を同額とするという表記に文言整理を行っております。

次のオの消費生活、法律相談の充実につきましては、取組そのものに大きな変更はございませんが、相談件数の増加、相談内容の複雑化により、より高度で専門的な対応を継続して行っていくことか求められております。そのため、圏域内の住民を対象とした多重債務等に関する消費生活法律相談を継続して開催するとともに、次の消費生活の相談の充実につきましては、弁護士による研修を開催し、相談員の資質向上を図るための取組を行っていくための文言整理を行っております。

次のページ、4ページを御覧いただきます。

カの地域防災、地域防災力の充実強化では、取組の内容に大きな変更はございませんが、災害時の相互連携について追記いたしております。現在も市町村境の災害や大規模災害時の対応については協力をしてまいりましたが、近年自然災害が多発していることから、このような災害を想定した支援体制をこれまで以上に強固にする必要があるため、文言を明記いたしました。

次の現行のキ、その他については、これまで世界農業遺産への取組による地域振興がございましたが、先ほど御説明申し上げましたとおり、改正案では産業振興へ変更してございます。

次のページ、6ページを御覧願います。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野でございます。

ア、地域公共交通の効率的な運行体系の確立については、内容の変更はございませんが、文言の整理を行っております。

イ、ICT（情報通信技術）、電子申請サービスの活用については、現行では電子申請システムに加入し、住民の利便性を高めるという内容でございましたが、行政手続のオンライン化について、さらなる利便性を図るための文言の修正を行っております。

次の電子申請システムの共同利用につきましては、国の政策では、現在住基、税システムなどの基幹系システムについては、全国の自治体における標準化が推進されており、自治体クラウドにとどまらず、標準化システムの導入を検討していく内容に修正してお

ります。また、今後検討が進むにつれ、標準化が伴わない基幹系業務については、これまでどおり共同利用の可能性について、引き続き調査研究を進めていくということから文言修正を行っております。

次のウ、交流・移住、移住の促進については、これまでと同様の内容で大きな変更はございませんが、文言の統一を図るための修正をしております。

次の教育旅行、農泊、グリーンツーリズムの推進については、平成29年の世界農業遺産認定を契機に農泊の動きがあり、去る9月5日には全国農泊ネットワーク宮城大崎大会がオンラインで開催されました。それに伴い、農家民泊の視点を協定項目に追加し、さらに世界農業遺産についても追記いたしました。

次のページ、8ページでございます。

次の青年交流の推進では、今後も継続した取組が求められており、変更はございません。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野でございますが、アの人材育成の現行では、人事交流の文言はございませんが、世界農業遺産の認定を契機に、改正案では人事交流の文言を明記いたしました。また、目指す職員像を追記し、その育成のため相互に参加できる研修を行うことについても記載いたしました。

以上、大崎定住自立圏形成協定の変更について御説明を申し上げます。1市4町では、この12月会議に協定の変更についての議案を上程いたしてございます。それぞれの議会において議決をいただきましたら、来年の1月中旬の協定締結に向けて進めてまいります。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ただいま説明をいただきました。大変丁寧な説明であったことに感謝申し上げます。

まず、どのような目的があって定住自立圏を形成していくのかという説明でございました。そして、その目的を達成するためにその協定書が交わされ、個別具体的な事業を行っていくという説明だったと理解しております。大変丁寧な説明をいただきましたことを感謝申し上げます。

そこで、大変これからにとって有意義な施策がたくさんあるわけですが、1点だけ勉強しておきたいなというところがあるものですから、御指導をいただければ幸いです。

当初、この形成に関する協定書、協定が交わされて今年で5年目になるわけですね。そして、また来年度から新たなというか、多少修正された仕組みでこの事業が行われていくということなんですが、1ページの3条関係なんですが、この中には生活機能の強

化に関わる政策分野、生活機能の強化ですから、これまでであったものよりもさらに強化していくということだと私は理解しております。そこで、この中の乙の役割として、休日及び平日夜間の診療体制を確立し、とあります。これがずっと変わっていないように私は理解しているんですが、これが、この文言が変わっていないということについてどのように理解すればよろしいのか、ひとつ伺いしておきます。

それと、具体的にこの文言は私たち町民はどのように理解すればよろしいのかということですが、もう一つは。要するに、この協定が交わされたとき、既に休日及び平日夜間の診療体制は確立されていたのだが、それをさらに進めてもう少し強化しますよということ、当初協定書が作られたというふうにも理解できるんですよ。もう一つは、これ乙の役割ですよ、色麻町の役割として、休日及び平日夜間の診療体制が確立されていないもんだから、乙の役割、要するに色麻町、加美町の役割として、この機能を確立していきますよとも取れるんですよ、読み方によってはね。これを私たち町民はどのように理解すればいいのかということと、もう一つ当初に言いましたように、5年間これが変わっていないということは、なかなか強化できないで来ていたのかなというふうにも取れるんですよ。この辺について説明をいただければ幸いですので、よろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 病院関係のほうを御質問、今具体化されて言われたんだと思いますけれども、これまでも診療体制は、休日及び平日夜間の診療体制は確立はしております。（「おります」の声あり）ええ、これまでもしております。いわゆる加美病院は入院患者置いていますので、そういう体制を整えなくちゃなりません。ですから、24時間体制でしっかりしております。ただし、休日やあるいは平日の夜間については、東北大学のほうから派遣をしていただいているというふうな状態で、これはこれまでと同様でございます。したがって、強化というふうな感じではないでしょうけれども、これまでと同じようにやっているということです。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今町長もお答えいたしました、休日及び平日夜間の診療体制を確立し、円滑な運営に参画するということで、一つ大崎市の夜間急患センターへの運営費の負担、あとは病院群の輪番制事業の運営費等も町のほうで御負担をしております、町民の方が平日の夜間だったり、休日に受診できるような体制を、大崎市等々とも連携して対応しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

とすると、説明によりますと、要するにこの定住自立圏形成に関する協定書が定められたとき、5年前には既に休日及び平日夜間の診療体制は確立されていたということで

すね、説明であると。そうすると、生活機能の強化に関わるということにはちょっとずれがあるのかなど。要するに、私たち町民は、これ強化するためにこういった個別具体的な政策をここに出しているんだらうと理解していたんですが、そうするとこれは今後も、過去も今後も既にこれは確立されているから、このまま今までどおりだということの説明でした。

そこで、これは分かりました。余談になりますが、さらに病院関係の経営的なことを考えていくと、やはり現役世代の人たちができるだけこの病院を利用しやすいような診療体制を取っていくためにも、本来であればここにある休日、平日夜間云々について考えている可能性があるんだらうなど、そのように私は理解していたものですから、ただこの辺については残念な思いはありますが、今後さらに生活機能を強化していくという方向で努力をされることをさらに期待をしておりますが、その辺について町長としてのもし見解がございましたら。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この中でいわゆる乙の役割ということで、本町の役割ということになりますけれども、今の質問ということになりますと、今の加美病院を、いわゆる夜間も日中も。

○議長（中山 哲君） 町長、質問に正確に答えてください。聞かれたことだけ。

○町長（早坂利悦君） そういうこと聞いてんじゃないの、そういうこと聞いてんでしょう。夜間の診療もどうでしょうかというんでしょう、違うの。

○議長（中山 哲君） 夜間じゃなくて、機能を充実することで聞いてんの。機能の充実を図ってくださいということ言ってる。

○町長（早坂利悦君） そういうのはいいんだけど、日中も診察どうでしょうかというんでしょうね。

○議長（中山 哲君） 病院の運営じゃなくて、生活機能の充実ということやってんの。

○町長（早坂利悦君） 聞いているほうは、だってそういうふうに聞いたんだよ、今。

まあ、そういうことですが、日中の診察ということには、日曜日や祝日ですよ、それはならないと思います。機能の充実ということであれば、現状を充実させていくということでしょうというふうに思っています。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねさせていただきます。

今回の第3次定住自立圏について、変更が出されるということになるわけですがけれども、この中で今回その他からイの産業振興に、大崎圏域の世界農業遺産取組についてという部分、ここが変更になっていると。それで、乙の役割、まずこれについても乙の役割を達成する上で、具体的に今回の変更も含め、対策等はどのように取り組まれるのかお尋ねしたいと。

なお、これに併せますと、グリーンツーリズム関係について同じく教育旅行、グリーンツーリズム関係も、農泊というのが今回、民泊ではなく農泊というのが新たに追加さ

れたと。これも達成する上で乙の役割、大崎の中での立ち位置もあるでしょうけれども、それを今後どのように達成するようになっていくのか、この2点お尋ねをまずしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

この協定を結んだ当初については、先ほど説明もございましたが、まだ世界農業遺産については認定されていなかったということで、今回その他の部門から産業振興の部門になったということがございます。この中で乙の役割ということで、まずその観光物産振興の推進につきましては、各市町それぞれ振興を図っているところでございますけれども、やはりその大崎圏域が連携しながらということで、個別よりもそのスケールメリットを生かしたという観点もございますので、連携してやれる分については、例えばインターネット等の、失礼しました。

世界農業遺産でございますけれども、まず世界農業遺産については、今まで先人が苦勞しながら現在に至るまで、その巧みな水管理をしながら米作りを中心とした農業をやってきたと。それが、農業その米作りだけじゃなくて、農村の暮らしの中の生活に密接に関わっているということもございます。そういったものをこれからの人たちに、一つは伝えるという大きな使命がございます。

それから、この世界農業遺産として、その認定されたことによって、いろんな農産物の推進だとか販売に生かしていきましようということなんですけれども、これについては、これもそれぞれの市町で実施していることなんですけれども、スケールメリットを生かしながら、例えば本町だけではその推進、規模的に小さくて推進し切れない部分については、その連携してやっていくことのメリットを生かしながら取り組んでいきたいということもございますし、それから農泊に関しましては、本町においては実施はしてはおらないんですけれども、ほかではそういった取組、農泊の取組も実施しているということもございますが、今回、先ほどこれも説明にありましたけれども、9月5日に農泊に関する全国の大会がございまして、それを大崎地域が手を挙げまして実施いたしました。ただ、そのコロナの感染症のことから、全国から人を集めることができなくて、オンラインによって開催したという経緯がございますけれども、この中でも本町の部分については、コロナの関係で実現はできなかったんですけれども、無農薬野菜を使ったそのレストランでみんなで食べるツアーを設けたり、それから加美農業高等学校さんでは伝統野菜、例えば小瀬菜大根だとか、色麻で言えば高城ゴボウの研究、それから米についてはJGAPですか、の取組なんかもありますので、それを紹介したというふうな経緯でございまして、これについても、そのそれぞれでやっていく部分もございまして、大崎としてやっていったほうがよかろうという部分については連携してやっていくというふうな内容でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今課長の答弁聞いて、内容的な部分は半分は理解はできました、

半分は。例えば、世界農業遺産についての取組、これは今回認定を受けて、また新たに認定後の形で締結を結ぶということでしょうから、その中で本町における乙の役割、本町におけるメリットという言葉が先ほど使われております。世界農業遺産のこの普及啓発における取組を実施する上で、県内外に対してどのような波及効果を求めていく部分が本町のメリットとしてあるのか、大崎圏域の中の本町の立ち位置ですね、それをどのように発信しながらメリットを出していくのか、それをもう少し具体的に教えていただきたい。

また、先ほどの農泊、今日の新聞、河北見られていると思います。色麻町の中学校で中学校3年生が発表会、要は色麻の観光という部分、旅行部門で観光という部分を発信して、保護者の前で発表会をしているという記事がありました。なお、それを今度大手旅行代理店等々に持ち込んで評価、審査をしていただきたいというような記事にもなっております。本町の若い世代の方々は、そうやって色麻を発信しようとしている中、本町のこの町を抱えている機関の皆様方がその農泊、ここにせっかく締結、結ぶわけですから、より具体的にそれを分かりやすく発信していただきたい。ここにも情報発信という言葉が載っております。この情報発信の仕方、体験メニューは聞きましたけれども、具体的にどこへ、どのような形で、いつまでやるのか、やろうとしているのかを教えてください。それを示していただきたいということで、再度御質問させていただきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

現在、その世界農業遺産につきまして、本町のそのPRしている部分でございますが、現在居久根の景観だとか、船形山、船形信仰の部分については、看板の設置をしながら、そこでQRコードを読み込んでPR動画を流しているという取組もございまして、そういったことをこれからも拡大しながらやっていきたいということでございまして、農泊につきましては、3年度からの取組なんですけれども、大崎の中でモデル的なその宿泊を伴うツアーだとか、日帰りツアーだとか、そういったモデル事業をつくって、それを全国に発信しながら募集していくと。その状況を見ながら、さらに違う形のモデルを選定しながらPRしていくということでございまして、先ほどその議員がおっしゃったことにつきましても、そういったモデル的なツアーに組み込みながら全国に発信していきたいということでございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにございせんか。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、お伺いしたいと思います。

今回、一番最後に人材育成の項目で、ここに大崎管内の市町の職員の人事交流ということで、今回新たに設けられたようでございます。この項目については、改定前の協定書にもこの人事交流という文言はなかったんですけれども、たしかうちの町でも2名ほど大崎市のほうに派遣し、大崎市のほうからも2名の方においでいただいて、お互いに資質の向上を図り、地域の課題等々を見いだしたというふうに記憶しております。

今回、正式に人事交流ということで明記したものですから、今後この人事交流の在り

方について本町としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをしていきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今回の改定は、次の5年間ということになりまして、過去、今まで10年間定住自立圏としてやってきた最初の5年間で人事交流があったわけなんですけれども、今の今年度までの5年間の中では、そういう文言入っていなかったんですが、平成30年度にその世界農業遺産が認定になってから、一部人事交流をやって再開されているというような状況で、今回新たにそのやっていくということで、また文言的に入ってきたというような状況です。

そのサイクル的に、来年度、再来年度が色麻と大崎市の交流ということになっておりまして、色麻から行く人につきましては、世界農業遺産の担当課に行くというようなことになっておりますので、そこでそのそれぞれの市町の農業遺産の関係のPRだったりですとか、いろんなその地元との折衝だったりというのがあるというふうに伺っております。そういうことで、町のほうから出す職員については、そういうポジションに行くんですけれども、あと来てもらう部分についてはまだ決めてはいないんですけれども、原則的には政策部門になるんだろうというふうには思っておりますが、そういうことでお互いの人事の交流をして、それぞれの町だったり、市のやり方とかそういうのを研修していただくというのが大きな目的というふうになっております。

町の方針としましても、前も、今お二人という話がありましたが、大崎市からは3人、色麻からは2人という実績なんですけれども、その2年間ということになりますけれども、1人が2年間なのか、1年ずつ2人なのかというのはまだちょっと決めてはいませんが、できるだけ多くの職員にそういう経験をしていただいたほうがいいんだろうということも含めまして、そのような方針でやっていくということになります。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 既に来年度から2か年間、世界農業遺産でというようなことで、こちらから派遣する方針は決まっていると。ただ、向こうのほうはまだどうかということだと思います。

それで、私も前に経験あるんですけれども、やはりあくまでも職員の資質の向上ということで、うちの町ではやはり先進的な事例に取り組んでいる大崎市ということで、希望は出す職員はいると思うんですけれども、やはり大崎市のほうからうちのほうに派遣するということになると、やはり魅力あるまちづくりとか、何かこう先進的な事例に取り組んでいる町ということで、なかなか前に手を挙げていただく職員がいなくて困るんだやというような話を、大崎市の担当のほうからお聞きしました。ですから、やはりうちの町としても、今後いろんな魅力あるまちづくりということで進めていくということになると思いますけれども、やはりそういう点に、そういうその人事交流上も、そういう魅力あるまちづくり、あるいは先進的な事例に取り組むという姿勢が大事だと思いますので、その辺について町長の考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき総務課長が話したとおりで、そういう方向で考えていきたいと、こういうことです。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 今いろいろやりとりしている中で、要するに具体的には分からないね、この紙面だけではね、文字だけでは。要するに、一般的な事業で言えば、これは基本計画みたいなもので、それを施策として実行していく上では、実施計画みたいなものが必要になってくるんだろうなと思います。その辺についての在り方、それからもしかしてその必要で、実施計画というのが必要であるという認識であれば、それはいつ頃作って、またそれを議会にいつ頃お示しできるのか。

それから、この協定、1月中旬といいましたか、一応議会通れば協定を結ぶという話ですけれども、まずいつからこれを効力を発揮するように、いわゆる公布といえいいんですかね、法的に言えば。そういうものがまずなされるのか、まずそこをちょっとお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、この協定項目だけでは、なかなかその個別具体事業まで見えてこないとおっしゃるとおりだと思います。そのようなこともございまして、実は先般の全員協議会の場では、現時点での素案という形でございましたが、参考資料という形で第3次の共生ビジョンのほうもお示しをさせていただいたというところでございます。

この協定に関してでございますけれども、あくまでもその共生ビジョンを策定するための前提となるもので、1市4町、この協定締結、それぞれ大崎市と締結をするわけでございます。中心市である大崎市がビジョンの作成に取りかかると。既に、素案で御案内のとおり取りかかっているということでございますが、まずはこの個別具体の事業に関しましては、まずはこの協定の内容で読み取れる、議員おっしゃるとおり、いわゆるその基本構想とか基本計画の部分でございます。その協定の内容に関しては、どうしてもビジョンのほうは、いわゆるまたその懇談会という大崎市に組織がございますが、そこにお示しをし、ビジョンについては1年ごとに変更を加えていっていると。これは、事業費がどうしても決算ベースで変更を加えていっておりますので、事業費が確定しましたら1年ごとにビジョンのほうは計画を、ビジョンのほうは変更を加えているということでございますので、どうしてもある程度協定は幅のある表現とならざるを得ません。その辺は御了解いただきたいというふうに思います。

そして、この協定が締結されましたならば、この議決を賜りましたならば、1月の中旬協定の締結に向けて進めてまいりまして、年度内3月末までに大崎市において懇談会にそのビジョン案をお示しをし、最終的な御意見を賜りまして、4月1日からの共生ビジョンのスタートということになります。



以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 要するに、1市4町の合意が得られるようなそういう文言を並べてという、これ言い方失礼なんですけれども、納得していただけるような内容で一応この協定は結びたいという方向での今回お示ししたということは分かりました。

ただ、それで1月中に協定を結んで、4月1日からこれを実施したいという話は分かりました。ただ、その細かい、いわゆる実施計画が出てきてから聞く部分もあるんですけれども、例えば先ほど10番議員がちょっと質疑していましたけれども、私言葉尻取るわけではないんですけれども、やはりこの「平日夜間の診療体制を確立し」というふうになってくると、まだしていないというふうに捉えられるんですよ。今までだって公立加美病院は夜間救急体制取っているわけですよ。そうすると、どの程度の内容かは別にして、その夜間・休日の診療体制は取っているわけだ。しかし、これを見ると、確立をするということは、今までやっていなかったのだからこれからやるんですよというふうにしかなれないんです、この文言では。違いますか。だから、医療体制、診療体制を充実とか強化というんだったら、さらに進化をさせてサービスを高めますよというふうに取れるんです。でも、この「診療体制を確立し」ということになってくると、今までやっていなかったからこれからやるんですよとしか取れないんです。まあ、10番議員は納得したようなんですけれども、私は納得できません、この文言は。別に国語の先生しているわけではないので、こだわりはしませんけれども、やはりちょっと文言が違うんじゃないですか、これは。この辺は次の協議の際にちょっと調整してもらってはいかがでしょうかね。

それから、3番議員も伺って聞いていましたけれども、平成31年当時だったと思いますけれども、当時230万円負担金出していましたよね、1年、2年、3年目ね、たしか。その当時にその230万円も出している、今回160万円ですけれどもね、予算は。この160万円を使って、色麻町にこの負担金、分担金を支払ってどういうメリットがあるんですかということも3年前に聞いているんですよ。でも、いまだにその世界遺産のこういう分野での金の使い道によっての成果というのは何にも出てないような気がします、色麻町にとっては。この辺についてはどういう考え方持っているのか確認したいと思います。

それから、先ほど言ったように細かいやつ、実施計画が出てきてから聞けばいいんですけれども、いまいち分からないのが、さらにこの審議資料の4ページになるんですか、この地域防災力の充実強化というのがありますよね。この中で、消防団員の数が減少が続くので、それを防災力強化のために団員の加入促進を強化するというふうになっていきますけれども、今までもしてきたわけでしょう、色麻で。にもかかわらず、団員が集まらないので団員の定数を削減したり、あとは女性の消防団員を募って、その定数の充足を図ってきたわけだ。だから、今さらなんだよこれね、こういうのが。だったら、この加入促進を強化するというの具体的などういう考え持っているんですか。総務課になんのかどうか知りませんが。

それから、この合同研修会や各種訓練を実施するとともにとなっていますけれども、今までだってやってきている、ずっと。改めてやるようなふうな文言にしか取れないんです、こういう表現だと。今までやってきたわけでしょう。だから、これをどういうふうに充実し、強化し、そして前に進めるか、そういうものをここに盛り込むべきじゃないのかなというふうに思うんですけれども、これは考えようの違いだからそれまでなんでしょうけれども。

そして、例えばこの災害時の相互連携を図るとあります。そうした場合、要するに大崎市で何かあった場合、色麻町から団員を派遣するというふうにするわけですね。そうしますと、費用や、要するに団員の日当、今まで1,500円ですね、火災出動はたしか。そういうものも全然見えてこない。

だから、実施計画が出てこないと分からない部分がありますというのはそこなんですけれども、だから課長が言うように、やはり1市4町でこれを協定結べる文言にしたんだという話は分かりますけれども、実際のところ、何か言葉をただ並べただけにしか取れない、そのような部分もありますので、ぜひその実施計画の中ではやっぱり具体的に、こういうものに対してはこういうふうに対応しますよとかなんとか、そういうものをきちっとやっぱり分かるように、それは各課にまたぐわけですね、恐らくね。例えば、この3ページの公共施設の取組などといっても、この公共施設の相互利用の促進というのがあります。これはもう各課にまたぐわけですね、総務課とか教育委員会とかだけの問題じゃない。だとすれば、やはりその辺については各課でそれを調整して、打合せをして調整しなくてはならない。そういうのも全然見えないので、この協定書の中にはね、協定の中では。それを、より具体的に進化させるような実施計画をぜひつくってもらいたいと思いますけれども、まずその、これ確立というものの解釈についてちょっとお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、協定の内容に関しましては、先ほども申し上げましたとおり、ある程度いわゆるその幅のある表現となっているというところで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、個別具体事業、いろいろその充実あるいは運営確立、いろいろ言葉ございます。全般的なことをまず申し上げますと、基本的には16項目全て継続ということで、各分野の検討組織において協議してまいりました。当然、中にはこの事業を追加などといった議論もあった分野もございます。ただ、結果といたしまして、この16項目継続していこう、あるいは修正の上継続していくというようなスタンスでございますので、確かにその確立という言葉でございます。この確立でございますけれども、これも同様に確立をしているだけけれども、これも継続して実施していくと、基本的には同様に確立したからもうそれで終わりだということではなくて、基本的にはこれ医療機能の充実のほかにもございます、そのような表現がございます。改めて、これ終わったからじゃあ

次ということではなくて、今のまま、まずはこのまま、今回例えば医療関係ですと、ネットワークなんていう新たな言葉の追記もございますけれども、これで確立したんだということではなくて、引き続き向こう5年間も同様な形で継続していくといったようなことでの検討結果が、それぞれの分野でございます。

私からは以上です。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その負担金の使い道なんでございますが、まずその世界農業遺産全体パンフレットを作成したり、それから先ほど申し上げたような色麻学園の生徒さん方に、これまでの先人たちの努力によって今があるその農業、文化だとかをお伝えするその勉強会を開催したり、その勉強会で使うパンフレットなども作成しております。

それから、まだ本町では取組やってないんですが、農産物の認証ということで、これからその本町の部分についてはエゴマを認証、大崎、世界農業遺産の認証ですけれども、認証を受けながらPRしていきたいと。

それから、これも先ほど申し上げましたけれども、例えば愛宕山から見えるその居久根の景観ですね、そこには看板を立ててQRコードから動画を見れる。それから、船形については林道の入り口にそういったQRコードを読める看板を設置してしまして、船形とか鈴沼だとか船形信仰に係る部分ですね、そんなことのPRをしております。

それから、大崎全体で、その農業遺産に係る宿泊だとか日帰りツアーなどのモデルを策定しながら全国に発信し、募集し、そういったことを繰り返しながら、こういったPR方法で持っていけばいいかというのをいろいろ今探しているところでございます。ただ、なかなかその観光的な部分もありまして、数字にどうしても表れない部分がありまして、このようにしたからこのように成果が上がっていますよとお伝えできない部分ではございますけれども、これからもそういった世界農業遺産というものを活用しながら、農業分野等々で活用していきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 確立という言葉、苦しい答弁で大変分かりますけれども、やはり言葉というのは、文字というのはしっかりとしないと誤解を招きますので、その辺の文言については注意はすべきだと思います。

それから、負担金の話ですけれども、まあなかなか成果が見えない部分もあると言いますけれども、やっていること分からないわけでもないんです。ただ、金を使って事業をする以上、成果、効果、3番議員よく言っていますけれども、それが見えないと評価されないんです。どういうこと、今回160万円使ってこういうふうになったよというのが見えないと、何のために使ったのか分からない。確かにソフト部分の学校教育等に活用するということになれば、その成果出てくるのは時間かかるの分かります。ただ、それだって何千万の単位でしょう、使っている金は。そのほかの金、ほかに使っている金が、それで成果が、効果が見えてくれば、それはそれで事業として評価されるのであつ

てね。もう1,000万円を超える金を負担しているんだよ、色麻町この5年で。その1,000万円負担した中で、何がどうなったのというのを示せますか。要するに、公共、町がやる仕事というのは、金を使ってやる仕事というのは結果なんですよ。皆さんが納めた税金使ってこういう仕事します、このようになりましたよ、皆さんにこういうサービスをしました、こういうふうに住生活機能が上がりました、向上しました、そういうものが見えるようにするのが公共事業の実際の仕事なんでしょう。それが、ただ分担金1,010万円出しているんだよね、たしかね、5年でね。1,010万円もお金があったら、よほどの事業できますよ。それも結果が出てないんだもん、何も。それに判こ押している総務課長が悪い、ちゃんと成果を求めない。結果が出て初めてそれが事業として成り立つんだと思いますので、その辺についてはしっかり今後精査しながらやってもらえればなと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、しっかりその実施計画を出して、それを今度さらに議会に示して、それを精査していけば、またお互い議論すればいい部分も出てくると思いますので、それに期待をしていますので、よろしくをお願いします。

○議長（中山 哲君） 回答は。（「その辺について町長の考え」の声あり）町長。

○町長（早坂利悦君） 間もなくビジョンということで、出るということになっていますので、それを提示しながら、また皆さんと議論して評価をしていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 議案第76号、この協定書の変更につきましては、従来5年の契約の中で変更時期に来ていて、今回従来の事業を継承しつつも、社会経済的な環境の変化あるいは文言、そして特別すべきはその他であった大崎、要するに農業遺産、これを産業分野の産業振興ですか、その辺に持ってきて充実を図る、そして今後5年間、この協定書の内容でやるという形で今提案しているわけですよ。さらに、これを受けて、全協でもありましたが、具体的な実施計画はビジョンとか実施計画でその辺を留意してやってもらえばいいのであって、この協定書に先ほどの内容を全部網羅するというのであれば、大変なことではないかなと私は理解しているんですが、あくまでも骨格を今回5年計画で変更し、先ほども言いましたけれども、社会的、経済的環境を踏まえて変更するという形で理解してよろしいんですか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議員おっしゃるとおりでございます。協定の内容に関しても、ある程度幅のある表現とさせていただき、この項目に従って今後ビジョンを、大崎市において策定いたします。策定いたしましたらば、またお示しをさせていただきたいというふうに思っております。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 8 分 休憩

午後 3 時 1 3 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第 4 議案第 7 7 号 色麻町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第 4、議案第 77 号色麻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第 77 号色麻町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書 8 ページ並びに審議資料 9 ページをお開き願います。

今回の改正は、令和 3 年 8 月 4 日に健康保険法の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）が公布され、令和 4 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、色麻町国民健康保険条例について関係規定の改正を行うものであります。

政令の主な改正内容は、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金が、令和 4 年 1 月 1 日より 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き下げられることに伴い、出産育児一時金の支給額の内訳が見直されることになりました。ただし、少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金の支給総額については、これまでどおりの 42 万円を維持することとされました。

これらの掛金の見直し等の改正を踏まえ、本町における出産育児一時金の支給額について、条例第 5 条第 1 項中 40 万 4,000 円を 40 万 8,000 円に改めるものであります。

なお、給付規則において加算額の改正を行い、出産育児一時金の支給額 42 万円を維持するための調整を図ることとしております。

なお、附則において、施行期日は令和4年1月1日から施行するものです。

経過措置として、施行期日前に出産して被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によると規定しております。

以上、簡単ではございますが、色麻町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 4,000円ほどですけれども、出産一時金が余計もらえるということで、大変うれしいことにはならない金額で残念なんですけれども、そういう中で、この下段のほうに3万円を上限として加算するものとあります。今回の提案理由の中でね、改正後、改正前もそうですけれども。この規則に定めるところにより3万円を上限として加算するものとするというのは、どういう例をもって3万円を加算するのか。それから、この3万円という加算する制度といいますか、法律が変わったのはいつなのか、その辺を答弁願います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

まず、町の国民健康保険規則第8条の2項におきまして、その加算額の詳細について規定しておりますけれども、現在1万6,000円を加算しておりますが、今回の条例改正後に、こちらを1万2,000円に改正いたしまして、合わせて42万円というふうに調整していくことで考えておりました。

なお、この3万円がいつからということについては、こちらについては健康保険法の施行令で、上位法のほうで定められている規定でございますので、大変申し訳ありませんが、いつからというのは承知しておりません。申し訳ございません。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 確かに本町のこの町の国保給付規則8条の2項では1万6,000円なんですけれども、この今回改正された文言を見ますと、3万円を上限として支払い、まあ可能なわけですよ。それを、本町としてさらに下げて、なぜ1万2,000円にするのか、ちょっとその辺いまいちよく分からないんですけれども、もう一度説明願えればと思います。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

規則で定められておりますのは、あくまでもその産科医療補償制度掛金、この金額でございますので、今回規則を改正いたしまして、1万6,000円から1万2,000円に改めるということで考えております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第78号 色麻町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第78号色麻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） 議案第78号色麻町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、この法律に関する政令が令和3年9月10日に公布され、地方税法に関する改正はいずれも令和4年4月1日に施行されます。この改正により、子供に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置が導入されたことに伴い、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきまして、先日議員皆様にお配りいたしました参考資料により御説明いたします。1枚ものの参考資料を御覧ください。

子供に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置が導入されます。

国民健康保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されており、その上で、低所得世帯については応益保険税の軽減措置、いわゆる7割・5割・2割軽減を講じております。

国民健康保険税の均等割につきましては、世帯に属する被保険者数に応じて算定され、たとえ子供であっても1人として算定されることから、子育て世帯の保険税負担は大きくなっております。

この状況を踏まえ、子ども・子育て支援の観点から、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子供に係る国民健康保険税の均等割額を軽減するものです。

（1）の対象者ですが、国保加入全世帯の未就学児（ゼロ歳から6歳まで）となりま

す。

(2) の軽減額ですが、当該未就学児に係る均等割額について、5割を軽減するものです。

下に、未就学児の軽減がされた場合の基礎課税額と、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を載せております。

まず、基礎課税額の均等割額のところを御覧ください。

一番左の本来の金額は、条例に規定されている本来の均等割額となり、被保護者負担は2万5,200円となります。左から2番目以降は、今回の改正による未就学児軽減が該当した場合となり、軽減なしは低所得世帯の軽減7割・5割・2割軽減の該当がない場合で、被保険者負担は改正により2万5,200円の5割の1万2,600円となります。次に、低所得世帯の2割軽減が該当する場合で、通常であれば本来の金額である2万5,200円から2割軽減の5,040円を差し引いた2万160円が被保険者負担となりますが、改正により2万160円の5割の1万80円が被保険者負担となります。次の5割軽減の場合も、通常であれば本来の金額である2万5,200円から5割軽減の1万2,600円を差し引いた1万2,600円が被保険者負担となりますが、改正により1万2,600円の5割の6,300円が被保険者負担となります。次の7割軽減の場合も同様で、通常であれば本来の金額である2万5,200円から7割軽減の1万7,640円を差し引いた7,560円が被保険者負担となりますが、改正により7,560円の5割の3,780円が被保険者負担となります。

次の後期高齢者支援金等課税額についても、基礎課税額と同様に軽減となります。

以上が、今回の主な改正点となっております。

そのほかにつきましては、引用条項の変更、項番号ずれ、文言の修正等となっております。

それでは、参考資料で御説明した点について、審議資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

審議資料の10ページをお開きください。

まず、第3条、第4条、第5条では、見出しに基礎課税額の文言を追加しております。国民健康保険税は、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合算額で算定されます。条例中の後期高齢者支援金と介護納付金の所得割、均等割、平等割の税率を規定している条では、見出しに後期高齢者支援金等課税額の所得割額などと後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額の文言がありますが、基礎課税額の税率を規定している条には、見出しに基礎課税額の文言が明記されていなかったため、明確化を図るために追加しているものです。

また、同様に第23条においても改正を行っております。

審議資料11ページを御覧ください。

審議資料の11ページから13ページにかけては、第23条第1項は低所得者の軽減措置を規定しており、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減を規定しております。地方税法の改正により、法第703条の5に、第2項として未就学児軽減を規定



する項が追加されたことにより、これまでの法第703条の5を第703条の5第1項に改めるものです。

審議資料の13ページをお開きください。

13ページから14ページにかけて、第23条第2項は新設されたものであり、先ほど参考資料で御説明いたしました未就学児の軽減措置について規定しております。

第2項本文では、未就学児の均等割額を軽減することを規定しており、第1号及び第2号で軽減する金額を規定しております。第1号は、基礎課税額の軽減額を規定しており、アは7割軽減世帯の軽減額、イは5割軽減世帯の軽減額、ウは2割軽減世帯の軽減額、エは軽減がない世帯の軽減額を規定しております。

第2号は、後期高齢者支援金等課税額の軽減額を規定しており、第1号の基礎課税額と同様に軽減額を規定しております。

次に、14ページから21ページの第23条の2、次の附則第2項から第15項までは、地方税法の第703条の5に第2項が追加されたこと、あと条例第23条に第2項が追加されたことに伴い、これまでの法第703条の5から法第703条の5第1項に、第23条から第23条第1項に改めており、また法改正に伴う文言の修正を行っております。

次に、附則について御説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

施行期日は、令和4年4月1日から施行することとし、適用区分にて改正後の色麻町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることを規定しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部改正の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 非常に簡単なことをお尋ねします。この国保加入者世帯未就学児が対象だということでありますので、その世帯数が幾らか。それから、その未就学児、ゼロ歳から6歳までというふうに今回対象者のようですけれども、何百人いるのかお尋ねします。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

未就学児の人数ということでよろしいですか。世帯数と人数、はい。

10月末現在の人数で申し上げます。国保加入者の未就学児の人数は36名です。世帯数につきましては、25世帯になります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） ありがとうございます。

世帯数が25世帯で、未就学児、ゼロ歳から6歳まで36名ということで、もっと多いのかなと思いましたがけれども、非常に少ない人数ですね。そういう中で、この2割軽減、5割軽減、7割軽減、それぞれ36人どのように、この2割・5割・7割にどのくらいの方がどのくらい該当になるのか、人数をお知らせ願えればと思います。

さらに、これが総額で幾ら、来年からですけれども、幾ら減額になるか、総額お知らせ願えればと思います。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

36名の内訳ということになるかと思います。まずは、軽減なしの方が23名です。7割軽減の方が2名です。5割軽減が9名、2割軽減が2名です。

それから、まず来年度幾らぐらい減額になるのかということになりますけれども、現在の試算では約50万円ほどと見ております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 子育て世帯にとっては、こうやって幾らかでも負担が少なくなればうれしいことであって、町でも本来子育て支援を充実させている施策をというふうに町長は言っているわけですので、その辺もし考えられることがあれば何かしてやれないかなという思いはありますけれども、その中で総額50万円ほど減額になる見通しだという話ですけれども、これは特例交付金の交付対象になるものなのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（中山 哲君） 税務課長。

○税務課長兼総合徴収対策室長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今回の未就学児の軽減額の財源補填という意味合いかと思われま。こちらにつきましては、負担割合が決められております。法律で決められておまして、まず国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということになっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第79号 色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正  
について

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第79号色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第79号色麻町生活共同利用センター等設置条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

集会所、生活共同利用センター及び多目的集会施設などにつきましては、地域住民の方々の共同利用と生産組織の健全な育成を図ることを目的とする施設としまして、各行政区において有効活用されております。

南大村生活共同利用センターは、令和2年度事業といたしまして、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、南大集会所として建設を行い、間もなく完成いたしますので、今回色麻町生活共同利用センター等設置条例中の関係規定を改正するものであります。

改正する内容でございますけれども、新旧対照表で御説明いたします。

審議資料は22ページとなります。御覧ください。

第2条の表ですね、この表の中の名称の欄にあります、中間ぐらいですけれども、南大村生活共同利用センターとあるものを南大集会所に改めるというものでございます。

施行日は、令和4年4月1日からといたしております。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（色麻町地域活動支援センター）

○議長（中山 哲君） 日程第7、議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（色麻町地域活動支援センター）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第80号公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

今回御提案申し上げる色麻町地域活動支援センターの指定管理につきましては、令和4年3月31日をもって指定管理期間が満了となります。色麻町地域活動支援センターにつきましては、町内でも民間事業者が障害者福祉サービス事業を実施していることから、色麻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条による公募を実施いたしました。その結果、応募した事業者は、現在指定管理を行っている社会福祉法人色麻町社会福祉協議会の1事業者だけでした。11月19日に色麻町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、応募内容を審査した結果、引き続き色麻町社会福祉協議会が指定管理者の候補者として選定されました。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とするものでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決をいただくものでありますので、御可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第81号 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第81号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第81号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,580万6,000円を追加し、予算総額を48億8,775万7,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。

第1款町税は4,848万5,000円の増額で、第1項町民税で、個人町民税が2,408万9,000円の増。第2項固定資産税が2,439万6,000円の増となっております。

第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、額が確定したことによりまして550万2,000円の増額となっております。

第15款国庫支出金は7,740万7,000円の増額で、主なものは第2項国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金補助金4,961万2,000円の増、特定防衛施設周辺整備調整交付金1,000万円の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,559万8,000円の増などとなっております。

23ページ。

第16款県支出金は135万7,000円の増額で、主なものは第2項県補助金で、防犯カメラ設置事業費補助金60万円の増、健康づくり推進事業補助金60万円の増などとなっております。

第17款財産収入は、第1項財産運用収入で、土地貸付収入、これは県行造林地の分取交付金でございますが、4年に一度の見直しに伴い11万8,000円の減額となっております。

24ページ。

第18款寄附金は413万8,000円の増額で、株式会社TKC様から150万円の一般寄附を頂戴しております。また、ふるさと納税寄附金は、8月から10月までの分といたしまして223件、263万8,000円を増額しております。今年度10月末までの総額は362件、450万8,000円を頂戴いたしております。御寄附を賜りました皆様には改めて深く感謝を申し上げます。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を4,200万円減といたしております。

第21款諸収入は、第4項雑入で、南大集会所ネットフェンス設置に係る地区負担金

100万円など、合わせまして103万5,000円の増となっております。

次に、25ページを御覧ください。

歳出について申し上げます。

第1款議会費は、議員研修実施委託料などで25万円の増額。

第2款総務費は合計823万3,000円の増額で、主なものは第1項総務管理費の6目財産管理費で、役場庁舎防犯カメラ設置工事費198万5,000円の増。南大集会所建築工事費127万円の減。南大集会所敷地整備工事費300万円の増。

26ページ。

9目諸費で、ふるさと納税に係る報償費、送料及び委託料合わせまして329万5,000円の増。ふるさとまちづくり基金積立金476万3,000円の増。10目地域活性化対策費で、かっぱのふるさと祭り補助金280万円の減などとなっております。

28ページ。

第3款民生費は合計5,323万1,000円の増額で、主なものは第1項社会福祉費の2目老人福祉費で、介護保険特別会計繰出金814万4,000円の減。3目国民健康保険対策費で、国民健康保険事業特別会計繰出金450万9,000円の増。第7目障害者福祉費で、過年度分の精算による返還金338万円の増。行政報告で町長が申しあげました原油高騰対策として、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり1万円を助成するため、新たに10目福祉灯油等助成事業費を設け、福祉灯油等助成事業扶助費といたしまして332万円の増。第2項児童福祉費において、1目児童福祉総務費で広域入所委託料120万円の増。児童手当システム改修委託料165万円の増。

29ページ。

10目新型コロナウイルス感染症対策費で、新生児特別定額給付金及び子育て応援給付金合わせまして205万円の減、これは先にお渡ししました参考資料の事業ナンバー16番と23番ということになります。国の経済対策として、子育て世帯臨時特別給付金が支給されますけれども、児童手当の所得制限の仕組みを利用し、年収960万円を超える受給者を除き、18歳以下1人当たり10万円相当の支援が行われます。こちら行政報告で申しあげましたように、今回は5万円の現金給付のために、新たに13目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費を設け、子育て世帯への臨時特別給付金4,850万円を増額いたしております。

30ページ。

第4款衛生費は656万2,000円の増額で、主なものは第1項保健衛生費第2目予防費で、健康管理システム改修委託料187万円の増。大崎市民病院救命救急センター負担金66万円の増。5目保健福祉センター管理費で、修繕料127万8,000円の増などとなっております。

31ページ。

第6款農林水産業費は2,952万7,000円の増額で、主なものは第1項農業費の12目農業伝習館管理費で、修繕料122万9,000円の増。第13目農業集落排水事業費で、下水道事業

特別会計繰出金230万9,000円の増。第14目新型コロナウイルス感染症対策費で、次期作への経営継続を支援する措置として、10アール当たり2,000円を助成するための農業経営支援金2,744万円。これはお渡ししました計画書の25番になります、こちらの増となっております。

32ページ。

第7款商工費は317万2,000円の減額で、加美商工会補助金180万円の減。しかまの冬イルミネーション補助金170万円の減。平沢交流センター厨房備品購入費162万8,000円の増。事業継続支援金、これは計画書概要の21番の事業です、140万円の減などとなっております。

33ページ。

第8款土木費は251万9,000円の増額で、主なものは住宅費の修繕料200万円の増などとなっております。

第10款教育費は合計で413万1,000円の減額で、主なものは34ページになりますけれども、色麻中学校費で高等学校等の受験のため日夜勉強を頑張っている中学3年生を対象に、原油高騰対策として1人当たり1万円を助成するがんばる受験生応援事業補助金67万円の増などとなっております。

なお、3款に計上しました福祉灯油等助成事業扶助費332万円と合わせましたこの339万円の財源につきましては、昨年度議会費のほうから減額いただいた議員報酬とか視察旅費の未充当部分を充当させていただきますが、福祉灯油につきましては、特別交付税措置だったり、県補助金も充当されるような見込みもございますので、その余りの分を充当させていただくということに予算上いたしております。

35ページになります。

第14款予備費は278万7,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行ったところでございます。

次に、18ページにお戻り願いたいと存じます。

第2表債務負担行為補正でございますけれども、例規整備支援業務の委託につきましては、一般職員の定年延長に伴う条例の制定、それから個人情報保護法の改正に伴う町例規の改正に伴い、令和3年度から令和4年度の期間、限度額360万円で支援業務を委託するものであります。また、次の自動体外式除細動器の借り上げから、19ページ電子複写機の借り上げまで合計12件について、令和4年度から実施するためには本年度中に契約行為が必要となりますことから、今回の補正において追加いたしましたものでございます。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）の概要を申し上げましたが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答えいたします。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 0 分 休憩

午後 3 時 5 5 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

○議長（中山 哲君） これより議案第81号令和3年度色麻町一般会計補正予算（第8号）について総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書22ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款町税第1項町民税。（「なし」の声あり）

第2項固定資産税。（「なし」の声あり）

第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金第1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第17款財産収入第1項財産運用収入。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款議会費第1項議会費。（「なし」の声あり）

第2款総務費第1項総務管理費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは、総務管理費の中の諸費で1点だけお伺いしておきたいと思えます。

今回、ふるさとまちづくり基金積立金476万3,000円計上されております。それで、このやつの財源内訳をひもといてみますと、ふるさと納税でいただいた分、これが263万8,000円だと思えます。そうした中で476万3,000円から263万8,000円差し引きますと、212万5,000円になります。その212万5,000円の内訳をさらにひもとくと、一般寄附金



150万円かなというふうに思います。さらに、9月の議会で計上されました、いただきました一般寄附金20万円をプラスして170万円、150万円プラス170万円。それで、212万5,000円から170万円差し引くと42万5,000円になるわけですけれども、これは令和2年度で積み残した寄附金というふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） ほぼお見込みのとおりでございますが、2年度で積み残した分が38万円になります。それから、基金の利子としまして4万5,000円ほどありましたので、合わせて42万5,000円ということになります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それで、もう1点お伺いしたいんですけども、このふるさとまちづくり基金なんですけど、平成29年の3月17日に公布された条例ですので、28年度から積立てが行われてきました。そうした中で、決算書の中で指定寄附金いろいろあるわけですけれども、愛宕山公園に関わる指定寄附金が毎年50万円前後出てきていると思います。この愛宕山公園からの指定寄附金については、パークゴルフ場を利用なさる方々がパークゴルフ場の整備なりなんなり、そちらのほうに活用していただきたいという思いから御寄附をなされたものと察します。額については各個人個人まちまちですけれども、毎年50万円、昨年度ですと60万円近い寄附金がございます。これが最終的には決算書でこの数字が上がってくるだけで、それを財源としたこの使い道が見えてこないというふうに思われます。一人一人の寄附金は小さい額だとは思いますが、やはり年間50万円を超える寄附金が集まるということであれば、その愛宕山公園に関わるこの寄附金も、やはりふるさとまちづくり基金に一旦積立てして、翌年度なりの予算編成の際、愛宕山公園に関わる、例えば備品購入費なり施設の整備費なり、それらに充当するという形で御寄附をなされた方々に使い道を明示できるような形にするべきかなというふうに考えますけれども、ちょっと今回の数字からはかけ離れるかもしれませんが、ただこのふるさとまちづくり基金の趣旨についてそう考えたもんですから質問させていただきました。どのようにお考えかお聞かせしていただければと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） もともと雑入なんかで受けていたというのを、その寄附だろうということで指定された寄附ということで入れておりますが、そのふるさとまちづくり基金だよと言われれば、まさしくそのとおりなんですけれども、今まではその寄附を予算上は寄附として受けていますけれども、実際の使い道としてはその支出のほうに当たっているんだよというやり方をしております。一旦その受けているんだから積んで、またその次の年下ろして、何だろう、取り崩して充当せよという御提案でございますけれども、そういう方法もあるとは思いますが、受けたものはそのまま伝習館の歳出に当たっていますよという考えも一つは成り立つと思いますので、そのような方向で今までやってきたという経緯もありますが、今後どうするかはまた検討したいなというふうに

思います。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 平成30年度から、一応決算上は指定寄附という形でやはり決算して締めておりますので、やはりせっかくふるさとまちづくり基金ということで、皆さんからいただいた御寄附を適正に管理し、効果的に運用するという趣旨で制定した条例ですので、やはり次年度以降その辺も検討をしていただければなというふうに思います。

また、そのほかに社会福祉費に充当する指定寄附あるいは子育てに充当するための指定寄附という形で、いろいろ指定されて御寄附をいただくケースもあろうかと思えますけれども、それらについても一旦基金のほうに積立てして、当然基金の中ではその目的別にひもづけされていると思えます。ふるさと納税も使い道を特定されておりますので、そういう形で使い道を特定さえしておけば有効な活用ができて、また、御寄附なされた方々にも御説明がつくものと思えますので、次年度以降、先ほど総務課長が答弁されたように、検討の上していただければなというふうに思います。再度その辺について、総務課長なり町長のほうから御回答をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 先ほどの答弁と一緒に、検討させていただきます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

第2項徴税费。（「なし」の声あり）

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第6項監査委員費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねいたします。

10目、今回の福祉灯油等の助成事業費について、今回332万円、町長の行政報告にもあります原油高騰における生活困窮者に対する1世帯当たりの1万円の助成ということで、この金額1世帯当たり1万円ということは332世帯に対する助成額ということで受け取っておけばいいのかどうか、一つ。

なお、今回19節の扶助費という形で計上なされていますが、同じく町長の行政報告で、がんばる受験生応援事業費というのがありました。これも原油高騰における部分で応援をしたいと。ただ、こちらについては第10款の3目に18節負担金、及び補助金という項目になっております。性質上、私ども議員必携の中を追っかけてみると、同じものではないかという気ではいるんですが、その点の相違の違いについてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、1点目の対象世帯ですが、議員おっしゃるとおり332世帯1万円ということで見込んでおまして、332万円を計上させていただいております。

あと、予算の設定ですが、福祉灯油助成事業の扶助費ということで、平成19年、20年度と実施した際も扶助費ということで予算のほうは計上させていただいておまして、今回も扶助費のほうに予算のほうは計上させていただいております。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）  
第2項児童福祉費。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、端的にお伺いいたします。

ここに負担金、補助及び交付金、これ18節ですね、子育て世帯への臨時特別給付金これが4,850万円、この内訳についてお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

今回の子育て世帯への臨時特別給付金ということで、1人5万円でございますので、こちらでは概算で970人分と、こういうふうに見込んで計上してございます。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） ありがとうございます。

これ5万円と見込むと、今言われたとおりに970人分ということになります。そうすると、これに関わるその他の事務経費等については、これには含まれていないということになりますが、そのことについては、これ別に問題ないわけですね。さらにお伺いいたします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

こちらは事務経費としましては、こちらの1節から12節まで予算計上しておりますが、こちらが通信費等も含めて、こちらが今回の事業に対する事務的な経費というふうになっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、さらにお伺いいたしますが、この4,850万円、これは国庫から出ているものでありますが、その他の必要経費、この辺についても国庫からの負担がされていると理解しておいてよろしいのかどうか、その辺について再度お伺いいたしておきます。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

こちら13目事業費の中に国庫支出金ということで、あくまでも概算でございますが、事務費等も国庫補助金ということで見込んでおります。ただ、これからその補助率等については、正確にはこれから補助申請、また、決定というふうになってきますけれども、現時点では概算という形でこのような形の国庫支出金を補助ということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） ほかにありませんか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 同じく18節負担、補助金等についてのただいまの子育て世帯への臨時特別給付金、国の施策、今回肝煎りの内容だと思われま。18歳以下の子供さん方に対して1人10万円、そのうち現金で5万円というのが今回のこの形で出てきたんだらうと思われま。

そこで、町長の行政報告に年内中には一応、年内中ということで5万円は支給、18歳以下にしたいと、目標にしているというんですが、そのスケジュール、果たしてどうなっているのか。15歳については児童手当等の引き当て関係、ひもつきありますからできるとは思うんですが、16歳以上の18歳までのお子さんについてのそのこの手当の仕方がどうなるのかをまず、スケジュール感併せてお尋ねをしておきたいと思いま。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

今回の5万円の年内支給に関しましては、こちらについては児童手当受給世帯、児童手当を運用いたしますので、その受給世帯、それから、その受給世帯に16歳から18歳までの高校生等がいる場合、こちらに関して人数にしますと中学生以下については761人、それから児童手当受給世帯に高校生がいるという場合の高校生等については94人、合わせて855人については12月27日に振り込むということで現時点で考えておまして、今回一般会計補正予算御可決後に、あしたにこの855人分については通知を出して周知をしていくという形になります。この方々については、受給拒否の届出がない限りは、申請が不要ですので、27日に振り込むということで進めま。

それから、それ以外の申請が必要ないいわゆる高校生等については、これは申請が必要で、その上所得の審査も必要となってきますので、実際の振り込みについては1月以降ということになります。周知のお知らせについては来週後半、10日を目標に考えておいま。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま課長の答弁、先ほどの970人分のうちの855人、これについては12月27日めどまで振り込みをしたいと。それ以外の高校生だけの家庭のお子さん、約120人くらいいるんですか、これについてはこれから申請の仕方についてのお知らせを出して、1月を目安にやるということだと思われま。

ただ、これに付随して残りの5万円は、今日の新聞、国会も今騒いでおいま。基本はクーポンということになっていま。今日の新聞の1面、河北見ますと、大河原町、川崎、これについて現金の10万円一括支給とか、そういった形にもなていま。本町でそれは無理だと思うんですが、そのあたり、基本はクーポンということで政府の総理は言ていますけれども、町長に聞いたほうがいいんですかね、これについて本町としての考え、クーポンにしていくのか、はたまた現金で2回目の5万円給付するのか、そういった考えあればお示しただければと思いま。

- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 本町としては、この後の5万円についても現金で給付したいというふうに考えております。
- 議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
- 第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）
- 31ページに入ります。
- 第6款農林水産業費第1項農業費。（「なし」の声あり）
- 第2項林業費。（「なし」の声あり）
- 第7款商工費第1項商工費。
- 33ページに入ります。
- 第8款土木費第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）
- 第4項住宅費。（「なし」の声あり）
- 第10款教育費第1項教育総務費。（「なし」の声あり）
- 第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）
- 第5項社会教育費。（「なし」の声あり）
- 第6項保健体育費。（「なし」の声あり）
- 35ページに入ります。
- 第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）
- 以上で款項の質疑が終わりました。
- 次に、18ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
- 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。
- 〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第82号 令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正  
予算（第2号）

- 議長（中山 哲君） 日程第9、議案第82号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会

計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第82号令和3年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額に19万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,493万円と定めるものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

議案書41ページをお開きください。

歳入ですが、第2款1項1目教育費寄附金におきまして19万9,000円を補正し、補正後の予算額を20万円とするものです。この御寄附は、除・伝八地区の千原 正様から20万円を頂戴いたしました。御寄附いただきました資金は、奨学事業による運営に有効活用させていただきたいと思っております。ここに、改めて御寄附賜りました千原 正様に感謝申し上げます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

42ページをお開きください。

第1款1項1目積立金で19万9,000円を増額し、90万5,000円とするものです。今回の補正により、補正後の基金の令和3年度の預金残高は6,907万8,000円になる見込みです。

以上が、令和3年度色麻町奨学資金特別会計補正予算（第2号）の概要とさせていただきます。よろしく御審議を賜りまして御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書41ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款積立金第1項積立金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第83号 令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（中山 哲君） 日程第10、議案第83号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） 議案第83号令和3年度色麻町工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、大原工業団地第1工区の売払いに伴う町債元金の繰上償還を実行したことによる当該事業の令和3年度償還予定の利子を減額するものでございます。

議案書46ページをお開き願います。

歳出について申し上げます。

第1款公債費1項公債費2目利子では、町債償還元金の繰上償還による町債償還利子21万6,000円の減額でございます。

47ページ、公債費償還明細書を御覧ください。

平成29年度から令和元年度までに発行いたしました4件の工業団地整備事業債を対象に繰上償還を行っております。平成29年度債1件、平成30年度債の2件につきましては、令和2年度末の未償還額の全額を繰上償還、令和元年度債の1億2,000万円につきましては、未償還額1億2,000万円のうち6,915万3,000円を繰上償還いたしました。繰上償還後の現在高は5,084万7,000円となっております。

なお、今回の補正による元金の補正はございませんので、明細書による元金の補正前及び補正後の予算額は同額となっております。既に繰上償還を実行しており、当該元金につきましては既に支出済みでございますが、予算額として計上されているもので、御理解をお願いいたします。

繰上償還は、上半期の定時償還日9月1日に実行いたしました。平成29年度債から平成30年度債までの3件につきましては、下半期3月分の定時償還を予定しておりました利子を減額し、令和元年度債につきましては、1億2,000万円に対する下半期3月分の定時償還予定の利子額から、繰上償還後の現在高5,084万7,000円に対する3月償還予定の利子額を差し引いた額を減額計上させていただいております。合計で21万5,857円となり、21万6,000円の減額とするものでございます。

46ページにお戻りいただきまして、第4款予備費では21万6,000円を増額とさせていただきます。歳出予算の調整を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書46ページ、歳出から入ります。

歳出です。

第1款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第4款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第84号 令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第11、議案第84号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） 議案第84号令和3年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万9,000円を追加し、



予算総額を歳入歳出それぞれ8億2,296万4,000円といたすものであります。

まず、歳入のほうから御説明いたします。

53ページをお開き願います。

第6款第1項1目一般会計繰入金では、一般会計繰入金人件費分を450万9,000円増額補正としております。

次に、歳出について御説明いたします。

54ページをお開き願います。

第1款第1項1目一般管理費では、歳入でも御説明いたしましたが、給料等で450万9,000円の増額補正とするものです。人事異動に伴う人件費の調整でございます。

第7款第1項3目国庫支出金還付金では、令和2年度に実施した国民健康保険特定健康診査、特定保健指導事業の国庫負担金を精算し、令和3年度会計において返還するもので、今回23万8,000円を増額し、予算額を23万9,000円といたしました。4目県支出金還付金も同様に23万8,000円を増額し、予算額を23万9,000円といたしました。

第8款予備費において、歳入歳出予算調整のため47万6,000円を減額とするものです。

以上、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の御説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては、事項別明細書の質疑の際に改めて御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書53ページ、歳入から入ります。

歳入。

第6款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金。（「なし」の声あり）

第8款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第85号 令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第85号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第85号令和3年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億257万7,000円とするものでございます。

歳入から御説明いたします。

議案書61ページを御覧ください。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金では、介護給付費負担金で614万2,000円の増。第2項国庫補助金では、合計で94万1,000円の増額となります。

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金では、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金合計で35万3,000円の減額。

第5款県支出金第3項県補助金では、地域支援事業交付金の合計で86万8,000円の減額となりました。

第7款繰入金第1項他会計繰入金では、一般会計分、事務費分合わせて814万4,000円の減額となりました。

次に、歳出について御説明申し上げます。

63ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費では、合計で6万9,000円の減額としております。

第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各地区の事業を見合わせたため81万7,000円の減額。第2項包括的支援事業・任意事業費においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため各地区の事業を見合わせたことと、人事異動に伴う人件費の合計で809万6,000円を減額いたしております。

第7款予備費におきましては670万円を増額し、歳入歳出予算の調整を図っております。

次に、58ページを御覧ください。

地域包括支援センターの基本業務であります相談支援事業、介護予防プランなどの業務を実施する上で必要な地域包括支援業務管理システムが、今年度末で5年間の契約が満了となりますので、新たなシステム機器の借り上げに要する経費として1,032万円を限度として債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書61ページ、歳入から入ります。

歳入。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金。（「なし」の声あり）

第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金。（「なし」の声あり）

62ページに入ります。

第5款県支出金第3項県補助金。（「なし」の声あり）

第7款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第5款地域支援事業費第1項一般介護予防事業費。（「なし」の声あり）

第2項包括的支援事業・任意事業費。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 第2項で、給料等は職員の異動によるとの説明がありましたが、プール計算しますと、一般、特別、この職員に関わる分は異動した部署、箇所当然増になっていると思われまして、それは、数字上ではよろしいんですが、ここで減額しても、職員が異動しても、この業務遂行に支障はないのかどうか。例えば、内部で配置転換して、さらに新しい職員とか云々であればよろしいんですが、定数管理の面から見ても、かなり厳しい職員定数管理の中で、異動されて、異動したところ、されたところ、補充もなくやって、そういう異動ももしなければ、だったら最初から人件費の定数管理については過大に見ていたように思われますが、その点について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 小川議員にお答えをいたします。

ここでの人件費の削減、その削減された部分での業務の遂行に支障がないかということですが、この部門だけでなく、一般会計のほうでも今回人件費に関わる部分での人事異動に伴う増減がございます。それぞれ各課、各係で抱えている事務の状況、そしてまた、人事管理上必要と思われる部分での人事異動を行ったことに伴う増減が出てきたということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま副町長から、各課においてもそういう形であり得る、生身の人間ですからそれは理解できるんですが、それは突発的あるいは身体に関わる状況下による場合はやむを得ないと思われませんが、こういう形での金額の根本的なものを常に生じるような人事の配置はおかしいのではないかと考えられます。だから、私今言いましたけれども、この金額を見ますと、かなり中堅クラスの職員やに金額上見えてありますけれども、こういう形でこのポジションで、介護保険担当している内部でかなりの負担ではないかと私には思われます、金額的に見てですよ。はっきり言いますが、この繰り返しは前の国保のほうで、多分私の推察、推量ですけれども、やはり限られたスタッフであれば、当初から皆さんぎりぎりやっているんで、その辺はもう少し労務管理とか人事管理という言葉でごまかさないで、シビアにやるべきではないかと思うんですが、再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 副町長。

○副町長（山吹昭典君） 今回の部分も含め、その人事の配置等々については、やはり年間でのその業務量の増減等々も出てまいりますし、その他の部分も含めたトータルの部分での人事管理上での問題も出てきます。そういったことでの配置換えも当然必要となってきますので、それらに伴う今回の補正だということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）  
64ページ。

第7款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、58ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第86号 令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正  
予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第13、議案第86号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第86号令和3年度色麻町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ283万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

議案書71ページを御覧ください。

地域包括支援センターの会計年度任用職員の人件費等で、第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費を4万5,000円増額するものでございます。

歳入におきましては、第2款繰入金第1項一般会計繰入金で、歳出分の4万5,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書70ページ、歳入から入ります。

歳入。

第2款繰入金第1項一般会計繰入金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第1款サービス事業費第1項居宅介護支援事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第87号 令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（中山 哲君） 日程第14、議案第87号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第87号令和3年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による給料などの補正と、農山漁村地域整備交付金で実施しました農業集落排水処理施設改修工事の推進交付金として交付金が交付されたことによる補正でありまして、歳入歳出それぞれ256万4,000円を追加し、既定の歳入歳出それぞれ3億7,732万6,000円とするものでございます。

議案書77ページをお開き願います。

第4款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金で、農業集落排水事業の一般会計繰入金といたしまして230万9,000円を増額といたしました。

第9款県支出金第1項県補助金第1目農業集落排水整備推進交付金では25万5,000円を増額といたしました。

議案書78ページをお開き願います。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目農業集落排水管理費で、職員の給料など合わせまして256万4,000円を増額といたしました。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての御審議の際、御質問にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書77ページ、歳入から入ります。

歳入。

第4款繰入金第1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

第9款県支出金第1項県補助金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中山 哲君） 議員各位にお諮りいたします。会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、本日の日程が終了するまであらかじめ延長することに決しました。

それでは、議事を続けます。

日程第15 議案第88号 令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第15、議案第88号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） 議案第88号令和3年度色麻町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、水道技術管理者資格に伴う講習会参加のための旅費と、特定防衛施設周辺整備調整交付金の額が確定したことによる補正であり、予算第3条に定めました収益的支出の予定額の組替え補正及び予算第4条に定めました資本的収入の補正を行うものであります。

まず、初めに収益的支出から説明いたします。

議案書81ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用第4目総係費では、水道技術管理者資格取得のための旅費といたしまして12万1,000円の増額といたしました。

第4款予備費で12万1,000円を減額し、収益的支出予算の調整といたしました。

次に、資本的収入につきまして御説明いたします。

議案書82ページをお開き願います。

第1款資本的収入第2項国庫補助金第1目特定防衛施設周辺整備調整交付金では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付額が確定しましたので、建設事業などの予算調整を行い、416万4,000円の減額といたしました。

戻りまして、80ページを御覧ください。

補正後の予定額におきまして、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額5,399万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,421万9,000円、過年度分損益勘定留保資金1,736万3,000円、当年度分損益勘定留保資金741万円、建設改良積立金1,500万円で補填するものといたしました。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。詳細につきましては、款項を追っての御審議の際、御質疑にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書81ページ、収益的支出から入ります。

支出。

第1款水道事業費第1項営業費用。福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） この予算書でちょっと見えない部分があるのでお聞きしたいんですけども、今回水道技術管理者資格取得講習のための旅費、計上なさっておりますけ



れども、この講習については相当長期間というか、日数要すると思いますし、受講するに当たって、それらのその受講費、テキスト代とかそれらも当然要するのかなというふうに推察されますけれども、その辺についてはこちら計上されていないので、議案外だと叱られればそれで終わりなんですけれども、その辺のようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（渡邊勝男君） お答えいたします。

旅費につきましては、来年1月24日から2月14日までということで、ちょっと大変長い期間の現地研修ということになりますので、テキスト代等は若干あるかもしれませんが、その辺は現地する場所のほうで準備していただけるのかなと思いますので、そのようなことになっております。

どうしても冬場の現地研修ということでございましたので、どうしてもその事故等、雪が降ったりして遅刻したりするということも考えられましたので、その辺で宿泊費ということで旅費ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

次に、資本的収入。

収入。

第1款資本的収入第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

建設改良積立金。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 策を求める意見書（案）

- 議長（中山 哲君） 日程第16、議発第6号米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。4番白井幸吉議員、御登壇の上、説明願います。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

- 4番（白井幸吉君） 議発第6号米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書（案）。

表記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年12月8日提出。

提出者議員、白井幸吉。

賛成者議員、工藤昭憲。

賛成者議員、相原和洋。

賛成者議員、佐藤 忍。

米の需給調整および米価下落・稲作経営農家支援対策を求める意見書（案）。

令和3年産米の概算金については、本県をはじめとする全国の米産地で大幅な下落となり、所得減少による稲作農家への支援対策が喫緊の課題となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、業務用米を中心に需要が落ち込んだことで全国的に持越し在庫が高止まりし、需給が見通しにくいことなどが主な下落要因となっている。

農林水産省が7月29日に食糧部会で公表した米の需給見通しでは、令和3年6月末で219万トンと適正水準を大幅に超過している。また、令和3年産米については、市町村再生協議会と稲作農家の努力により、全国で飼料用米等への作付転換が過去最大規模（6.2～6.5万ha）で行われたものの、令和4年6月の民間在庫量の見込みは210万トンの高止まりとなっている。加えて、コロナ禍による予期せぬ需要減や今後の作柄次第では、さらに需給緩和が進み、価格下落・低迷が継続していく懸念がある。

現状の米需給環境が改善しないと価格回復は見通せないことから、今後も稲作農家、担い手経営体の所得と経営に甚大な影響が危惧される。

については、地域農業の永続的発展に向けて、稲作農家、担い手経営体が将来の水田農業経営を展望できるよう、そして、米の需給環境改善による所得確保と経営安定が図られるよう、下記事項を実施するよう強く求める。

1、今般のコロナ禍による予期せぬ需要減等により発生した過剰米在庫については、政府備蓄米の運用改善等を含め、あらゆる政策を総動員した市場隔離を実施すること。

2、3年産米について、過去最大規模の作付転換を行ったものの、米主産地では平年並み以上の作柄が公表されており、今後の作況および新型コロナウイルスなど予期せぬ需要減少等により、需給が大幅に緩和した場合は、迅速かつ的確な対策を講じ、需給環境の改善を図ること。

3、コロナ禍における生活困窮者や学生、子ども食堂、フードバンクへの国産米提供等による消費拡大の取り組みに向けた支援拡充を図る等、需要促進・拡大対策を積極的に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県色麻町議会議長中山 哲。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣。

以上であります。

○議長（中山 哲君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び農林水産大臣に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

日程第17 議発第7号 中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）

○議長（中山 哲君） 日程第17、議発第7号中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。8番工藤昭憲議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君） 議発第7号中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）。

表記意見書案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月8日提出。

提出者議員、工藤昭憲。

賛成者議員、相原和洋。

賛成者議員、白井幸吉。

賛成者議員、佐藤 忍。

朗読をもって説明といたします。

中国政府に対し人権侵害等への懸念について説明責任を果たすよう要求することを求める意見書（案）。

近年、中国政府によるウイグル族など少数民族に対する恣意的な拘束や監視、拷問、強制労働、強制不妊手術、性的暴行、子どもの親からの引き離しなど、深刻な人権侵害行為が報告されている。中国政府による深刻な人権侵害は、ウイグル族に対するものにとどまらず、チベットや内モンゴル、香港の人々に対しても行われており、文化を破壊する行為も含め、ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）に違反する行為と深刻に懸念するところである。

国際連合人権理事会において、我が国をはじめとして米国、欧州各国など40を超える国々が、中国・新疆ウイグル自治区の人権状況について「深刻な懸念を抱いている」との共同声明を発表した。日米首脳会談においても、香港と新疆ウイグル自治区における人権状況への「深刻な懸念」を日米首脳共同声明に明記した。米国は、中国政府による新疆ウイグル自治区における人権侵害を「ジェノサイド（民族大量虐殺）」であると認定し、世界各国の人権状況に関する年次報告書に「ジェノサイド」があったと明記した。先進7カ国首脳会議では、国際的なサプライチェーン（供給網）における強制労働の根絶への連携の強化や、中国に対し新疆ウイグル自治区や香港における人権、基本的自由の尊重等を求めることを表明するなど、中国政府による深刻な人権侵害に対する懸念が各国に共有されている。

国会及び政府におかれては、国際人権規約に基づき基本的人権の尊重を掲げる国として、国際法と国際連合憲章を遵守する確固たる見地から、人権を尊重する国際社会と協調して、中国政府に対し説明責任を果たすよう要求することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県色麻町議会議長中山 哲。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官。

○議長（中山 哲君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） それでは、まずこれを判断する前に理解を深めておきたいと思えます。

こういったものについては、一つは重要なのは見出し、それと結論、その中間の部分についてはいろいろな状況を説明したものですから、そういった構成になっております。

そこで、非常に生々しいことが挙げられていて、しかも我々日本人の同胞が人権を侵害され虐待されているという情報まで我々の耳に入ってきている状況の中で、色麻町議会として中国政府に対して説明責任を果たすように求める意見書ということになっています。非常に曖昧模糊になっているような気がするんですよ。そして、まとめとしまして、政府においては国際社会と協調して、中国政府に対し説明責任を果たすように要求するという、こういうことになっていると。

私は意見書というのは、この題名だけ見ると、中国政府に対して説明責任を果たさないよと出すのかなと思って最初見ていたら、下のほうでは政府に対して中国政府に説明責任を果たすようにという、求めていると。実際、大変な人権侵害が中国国内で起きているというとき、中国政府に対してそのことを求めるための意見書だという、非常にその弱い意見書になっているように私は見えるんですよ。非常に私は弱いと思います。この辺について、わざわざこれを提出する必要があるんだろうかと、もっと別な提出の仕方が妥当ではないかと思っているんですが、その辺についての、どうしてこのような弱い意見書になったのかをお伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 天野議員の質疑に答弁をいたします。

このことは、議会運営委員会で皆さんと協議をして、このように提案、提出してよろしいですかということで、全会一致でこのように決まりました。よって、本日このような提案を行っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 全然理由にはなっていないんですが、工藤議員さんは、いつでも何といたしますか、非常に男らしい考え方、発言をされる割には、非常にその弱々しい意見書になっているんですよ。そしてね、気持ちは分かります。実は私もこの辺については思いがありまして、実際人権が侵害され、また我々の同胞も虐待されるような状況が起きていると。私見たわけではないですけども、でもそういう報告がされています。そういうとき、私たちが本来やらなければならないというのは、日本政府に対してしっかりと調査をしろと。そしてその調査に基づいて、私たち日本人同胞もそういう状況に追いやられているとすれば、そこは中国政府に対して改善するようにしっかりと意思表示をなささいというふうにしないと、中国は説明したとしても内政の問題だと。そして国内法に基づいて適切に国は運用されているというだけで、解決にならないんですが、私は議運の委員長の工藤委員長さんはね、非常に男らしくて何でもばちっと決めてね、それで迫力のある方だと思っていましたが、どうしてこのような、議運で決めたのはいんですが、歌舞伎とかあれで言うと「おやま」というか、女形のような優しい、柔らかい、何のために出すのかなという意見書案に私は見えるんですよ。どうせ出すんだったら、政府に対して、この中国に対してしっかりとした措置を取りなさいというふうにするべきところを、あえてこの案がいいのだというふうに提案しているんですが、そこ

が分からないからお伺いしているんです。ですから、議運の中で決めたというだけではなくて、なぜこの意見書が政府に対して有効で、中国に対して有効なのかということは、やはりここは工藤さんは議運の委員長さんでもあるしね、それからしっかりと自分の意見を言うわけですから、その辺は答えていただいて、私も納得できるものであれば納得しておきたいなと思うんです。

○議長（中山 哲君） 工藤昭憲議員。

○8番（工藤昭憲君） 天野議員の申されることも分からないわけではありませんが、この意見書については、先ほど申したように私一人で決めるものではございません。議会運営委員の皆さんと協議をした結果の今回の提出だということで御理解願えればありがたいと思います。

なお、この政府に対して弱いのではないかと言いかたしますが、やはり言葉というのは、先ほどの質疑の中でも言ってますけれども、やはり品位、品格を求められる部分もありますので、乱暴な言葉を使ったり、また強要するような言葉を使うわけにはいかないと思いますので、その辺は理解をしていただければと思います。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 天野議員からいろいろ質問なされておるようですが、私も議会運営委員の一人として、議会運営委員、議運の委員長が1人で決めた経緯でございませぬ。その中で、いろいろ発言もしました。私も天野議員と同じような意見を求めました。だけれども、議会運営委員会は全会一致という。

○議長（中山 哲君） 山田議員、質疑ですので、これについては。天野議員、よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の機関意思決定として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣及び内閣官房長官に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

日程第18 議発第8号 色麻町議会会議規則の一部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第18、議発第8号色麻町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から趣旨説明を求めます。8番工藤昭憲議員、御登壇の上説明をお願いいたします。

〔8番 工藤昭憲君 登壇〕

○8番（工藤昭憲君） 議発第8号色麻町議会会議規則の一部改正について。

色麻町議会会議規則の一部を次のとおり改正する。

令和3年12月8日提出。

提出者議員、工藤昭憲。

賛成者議員、相原和洋。

賛成者議員、白井幸吉。

賛成者議員、佐藤 忍。

なお、審議資料を配付しておりますので、審議資料を参照しながら説明を聞いていただきます。

色麻町議会会議規則の一部を改正する規則。

色麻町議会会議規則（昭和63年色麻町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第50条第1項中「起立」を「挙手」に改め、同条第2項中「起立」を「挙手」に改める。

第80条の見出しを「（起立等による表決）」に改め、同条に次の2項を加える。

3、第1項及び第86条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、電子裁決システムにより表決をとることができる。

4、電子裁決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

提案理由。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議会中継システム機器の更新に伴い、電子裁決システムの活用により表決を行うため、所要の規定を追加し、また、発言の要求にかかる規定について一部改正するものである。

○議長（中山 哲君） 以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議員の派遣について

○議長（中山 哲君） 日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

○議長（中山 哲君） 次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合は、議長に一任されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和3年色麻町議会定例会12月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日12月10日から次の会議までを休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日12月10日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。



午後 5 時 2 4 分 散会

---